

平成26年 第1回

# 渡島西部広域事務組合議会

## 定例会 会議録

平成26年2月28日 開会

平成26年2月28日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

平成26年2月28日（金曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	2 頁
○欠 席 議 員 .....	2 頁
○出席説明員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	2 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○議事日程・諸般の報告 .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	3 頁
○日程第2 会期の決定 .....	3 頁
○日程第3 管理者の行政報告 .....	3 頁
○日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について(交通事故に係る和解について)	5 頁
○日程第5 報告第2号 専決処分した事件の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定について) .....	6 頁
○日程第6 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について .....	7 頁
○日程第7 議案第2号 渡島西部広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の 制定について .....	8 頁
○日程第8 議案第3号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について .....	9 頁
○日程第9 議案第4号 渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について .....	10 頁
○日程第10 議案第5号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について .....	11 頁
○日程第11 議案第6号 平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号) .....	12 頁
○日程第12 議案第7号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計予算 .....	21 頁
○日程第13 閉会中の継続調査の申し出について .....	37 頁
○日程第14 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について .....	37 頁
○閉 会 の 議 決 .....	38 頁
○閉 会 宣 告 .....	38 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告 1	専決処分した事件の報告について (交通事故に係る和解について)	2月28日	原案承認
報告 2	専決処分した事件の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)	2月28日	原案承認
1	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	2月28日	原案可決
2	渡島西部広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	2月28日	原案可決
3	渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について	2月28日	原案可決
4	渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について	2月28日	原案可決
5	渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について	2月28日	原案可決
6	平成 2 5 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算 (第 5 号)	2月28日	原案可決
7	平成 2 6 年度渡島西部広域事務組合一般会計予算	2月28日	原案可決
	閉会中の継続調査の申し出について	2月28日	承認
	閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	2月28日	承認

## 平成26年 第1回

# 渡島西部広域事務組合議会定例会

平成26年2月28日（金曜日）第1号

---

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 管理者の行政報告
  - 日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について(交通事故に係る和解について)
  - 日程第5 報告第2号 専決処分した事件の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
  - 日程第6 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
  - 日程第7 議案第2号 渡島西部広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
  - 日程第8 議案第3号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について
  - 日程第9 議案第4号 渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について
  - 日程第10 議案第5号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について
  - 日程第11 議案第6号 平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)
  - 日程第12 議案第7号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計予算
  - 日程第13 閉会中の継続調査の申し出について
  - 日程第14 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について
- 

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 管理者の行政報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分した事件の報告について(交通事故に係る和解について)
- 日程第5 報告第2号 専決処分した事件の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第6 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第7 議案第2号 渡島西部広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第3号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について
- 日程第9 議案第4号 渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第5号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第11 議案第6号 平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第7号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計予算
- 日程第13 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第14 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

---

◎出席議員（11名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	岩館 俊幸（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	西川 敏郎（松前町）
	3番	佐藤 悟（木古内町）		4番	新井田 昭男（木古内町）
	5番	吉田 峰一（知内町）		6番	木村 隆（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	西村 健一（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）			

---

◎欠席議員（1名）

10番 斎藤 勝（松前町）

---

◎出席説明員

管理者	佐藤 卓也	副管理者	竹下 泰弘
参与	石山 英雄	参与	大野 幸孝
参与	大森 伊佐緒	幹事	岡本 順一
幹事	網野 眞	幹事	大野 泰
監査委員	花田 修一	会計管理者	谷藤 悟
事務局長	坂口 稔	消防長	高田 豊
松前消防署長	住吉 政美	福島消防署長	中島 昌彦
知内消防署長	浅部 正	木古内消防署長	佐藤 寿之
消防本部次長	祐川 正	衛生センター主幹	笠松 敏彦

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

次長	西田 啓晃	書記	梅岡 忍
書記	鳴海 千草		

---

---

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

- 議長（溝部幸基） 本日は出席大変ご苦労様です。  
ただいまの出席議員は11名で議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、平成26年第1回定例会を開会致します。
- 

◎議 事 日 程 ・ 諸 般 の 報 告

---

- 議長（溝部幸基） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆さんのお手元に配付のとおりですのでご了承願います。
- 

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

---

- 議長（溝部幸基） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は規定に基づき8番西村健一議員、9番伊藤政博議員を指名致します。
- 

◎会 期 の 決 定

---

- 議長（溝部幸基） 日程第2 会期の決定を議題と致します。  
お諮り致します。本定例会の会期は本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
（「なし」という声あり）  
○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。
- 

◎管 理 者 の 行 政 報 告

---

- 議長（溝部幸基） 日程第3 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。佐藤卓也管理者。  
○管理者（佐藤卓也） 議員の皆様には、各構成町における新年度の予算審議等の議会開催を控え、何かとお忙しい中、ご参集頂きまして誠にありがとうございます。平成26年第1回定例会の開催にあたり、行政報告を申し上げます。

なお、諸行事等につきましては、別に報告書を印刷のうえ、配付しておりますので、ご了承願います。

衛生関係について、各衛生処理施設の稼働状況につきましては、順調に推移しており、今後も管理運営について万全を期して参ります。

平成25年第3回定例会で議決頂きました最終処分場敷地内の立木の伐採については現在作業を進めており、3月中旬までに完了する予定であります。

汚泥再生処理センター建設工事は順調に推移し、ほぼ完了しており、12月から水張り試験や水運転による調整を行った後に、処理量を調整しながらの実負荷試験運転をし、1月27日から全量負荷による試験運転を行い、これらのデータ検証と併せて施設全体の運転状況を確認し、3月末の完成引き渡しを予定して

おります。

新年度から管理を委託する予定の相手方において施設に勤務する職員を1月28日から構成町より募集した処松前町、福島町、知内町から7名の応募があり、2月14日に選考の結果、福島町及び知内町から2名の採用を決定した旨の通知を受けております。

なお、新汚泥再生処理センターの竣工式を3月26日に行う予定で進めております。

定年退職を迎える職員に対し、12月16日に書面で再任用希望の有無を調査したところ、希望しない旨の回答がありました。

消防関係について、平成26年度の消防職員採用について、救急救命士取得者1名、救急救命士取得見込み者4名、一般消防職員3名、計8名ですが、一般消防職員3名について、1月に配属部署を通知し、救急救命士取得見込み者4名については、3月31日に合格発表予定であります。

なお、知内消防署の消防士1名が一身上の都合により、12月31日付けで辞職したいとの願いがあり、受理しました。

また、12月17日に松前町原口地区で漁船が漂流しているのが発見され、乗組員が海中転落し、亡くなる事故が発生しております。

次に、積雪による人的被害状況について、12月16日知内町で1名、1月4日と15日に福島町でそれぞれ1名の計3名が雪下ろしなどで重傷を負う事故がありました。

火災発生状況について、12月14日、26日木古内町で納屋と物置が全焼する火災があり、さらに、12月28日福島町福島地区で建物火災の小火があり、また、1月4日松前町白坂地区で魚箱が焼損し、2月12日松前町荒谷地区で屋外に設置したコンプレッサーを全焼しておりますが、幸い5件ともけが人等はありませんでした。今後とも火災予防の啓発に万全を期して参ります。12月から2月までの火災発生状況及び救急出場状況につきましては、別紙に印刷配布しておりますので、ご参照願います。

公用車の交通事故について、1月3日町立松前病院において、停車中の救急車に軽四輪自動車が接触し、全額相手方が負担することで示談を交わしております。

また、1月10日松前作業車が後方からの走行車両に気づかず、相手車両の左側面の中央付近に衝突しました。既に示談を取り交わしており、過失割合分の損害賠償費用等について、補正予算を計上するとともに、専決処分をしており、後ほど報告致しますのでよろしくお願い致します。冬期間の運転については、公用、私用問わず運転には十分注意するよう消防長及び各消防署長に注意喚起したところであります。

事業の進捗状況について、消防救急デジタル無線整備実施設計の成果品が12月20日に提出され完了しております。また、デジタル無線整備工事に係る財源として平成25年度緊急消防援助隊設備整備費補助金の要望をしておりましたが、2月7日付けで消防庁から内示があり、交付申請をしております。これに伴い、松前消防署、知内消防署、木古内消防署の整備工事費、施工監理業務委託料を今議会へ補正予算計上しております。また、福島消防署については周波数有効利用促進事業を要望しておりましたが、北海道総合通信局から該当になるとの連絡があり、交付申請の準備をしております。なお、国の予算の関係から平成26年度事業として予算計上しております。

なお、平成25年度緊急消防援助隊設備整備費補助金と周波数有効利用促進事業の補助金確保について、1月21日に衆議院議員前田一男氏函館事務所へ管理者及び構成町参与で要望書を提出しております。

次に消防ポンプ自動車購入事業について、福島消防署は2月25日に納入され、松前消防署は3月中旬の納入に向けて順調に作業が進んでおります。

今般の定例会に提案申し上げます案件は、報告2件、規約の変更1件、条例制定1件、条例改正



3件、平成25年度一般会計補正予算と平成26年度一般会計予算の計9件でございます。

平成26年度一般会計予算の総額は16億8,131万4,000円で、前年度32億329万7,000円に対し、金額では15億2,198万3,000円、率では47.5パーセントの減となっており、主な建設事業として、衛生関係では単独事業でのごみ再生処理施設オーバーホール、消防関係では消防救急デジタル無線整備工事関係、福島消防署の消防ポンプ自動車購入、知内消防署の消防防火水槽新設工事や高規格救急自動車購入などでございます。

次に、行政報告の追加でございます。

雪による人的被害状況について、2月18日と23日に松前町で自宅周辺の除雪や解氷作業中に転倒し重傷を負う事故がありました。

また、2月19日松前町の松前港内に男性が転落しており、発見後救急車で町立松前病院へ収容しましたが死亡しております。

松前消防署の小杉昇司令補が平成25年9月12日から脳梗塞により病気休暇及び年次有給休暇を取得し、回復へ向け治療及びリハビリをしておりますが、引き続き治療を要することとなり、復職が困難であることから、平成26年2月26日から3月31日までの休職発令をしております。なお、3月31日付けで定年退職となります。

次に、2月27日木古内川に油が流れているとの通報があり、河口付近にオイルフェンス、流失先の用水路に吸着マットを設置し、海への流失を防いでおりますが、積雪により現在も流れ出た場所と油の種類や量の特定には至っておりませんが、引き続き警戒と調査をまいります。以上で追加の行政報告を終わります。

なお、議案の内容につきましては、後ほど担当者から詳しく説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます行政報告と致します。

○議長（溝部幸基） 行政報告を終わります。

---

### ◎報告第1号 専決処分した事件の報告について (交通事故に係る和解について)

---

○議長（溝部幸基） 日程第4 報告第1号専決処分した事件の報告、交通事故に係る和解についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 議案等の説明の前に、この度は議案配付後に訂正箇所がございまして、差し替えさせて頂きました事についてお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように注意して参ります。申し訳ございませんでした。

それでは、議案等の資料について、確認させて頂きたいと思っております。

皆様にお配りしております議案、それと議案説明資料及び黒い背表紙の平成26年度の予算説明書、表紙が緑色の予算説明資料の4種類を配付しておりますので確認の上、手元にご用意願います。それでは、まず最初に議案と議案説明資料の方で説明をさせて頂きたいと思っております。議案の1頁をお願い致します。

報告第1号。専決処分した事件の報告について、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。平成26年2月28日提出、渡島西部広域事務組合管理者。次の2頁をお願い致します。

専決処分書。交通事故に係る和解について、地方自治法第180条第1項及び渡島西部広域事務組合管理

者の専決処分事項の指定に関する条例第1号の規定により次のとおり専決処分する。平成26年1月20日提出、渡島西部広域事務組合管理者。詳しい内容について別冊の議案説明資料により説明しますので、議案説明資料の1頁をお願いします。

報告第1号関係。交通事故に係る和解について、平成26年1月3日午後0時8分頃町立松前病院駐車場で公用車、松前消防署救急車両の交通事故が発生しましたが、車両損害に係る和解が平成26年1月6日に成立したものであります。

記、1の事故の状況でございます、①発生日時平成26年1月3日午後0時8分頃、②発生場所は松前町字大磯174の4、町立松前病院駐車場で、③事故内容は町立松前病院から市立函館病院への搬送要請があり、救急玄関入口付近に公用車を停車して、傷病者を救急車内に収容し搬送準備をしていたところ、入院見舞に来ていた相手方が帰宅しようと救急車の右側運転席側を通行する際にハンドル操作を誤り、当方の車両に接触し、破損したものです。

2の和解の内容、事故の状況から、和解の相手方である三浦光雄氏73歳(松前町字愛宕283-29)の過失割合を100%として、破損した公用車を原形に復することとして和解が成立したものです。なお、事故発生状況等の位置図でございますけれども、3に示しておりますとおり、救急車に接触したものでございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長(溝部幸基) 内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等はございますか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 以上で報告第1号を終わります。

---

### ◎報告第2号 専決処分した事件の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)

---

○議長(溝部幸基) 日程第5 報告第2号専決処分した事件の報告、交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長(坂口 稔) 議案の3頁をお願い致します。

報告第2号。専決処分した事件の報告について、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。平成26年2月28日提出、渡島西部広域事務組合管理者。次の4頁をお願いします。

専決処分書。交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項及び渡島西部広域事務組合管理者の専決処分事項の指定に関する条例第1号の規定により次のとおり専決処分する。平成26年2月3日、渡島西部広域事務組合管理者。詳しい内容について別冊の議案説明資料により説明しますので、議案説明資料の2頁をお願い致します。

報告第2号関係。交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、平成26年1月10日午前9時3分頃、松前町字建石海上自衛隊松前警備所前駐車場付近道路上で公用車、松前消防署作業車両の交通事故が発生しましたが、車両損害に係る和解及び損害賠償額の決定が平成26年1月29日に成立したものです。

記、1の事故の状況、①の発生日時は平成26年1月10日午前9時3分頃、②発生場所は松前町字建石海上自衛隊松前警備所前駐車場付近道路上、③事故内容は消防用防火水槽点検業務のため、松前町字建石海上自衛隊入口付近防火水槽の点検を終え、次の点検先に向かうために道路上で右回りUターンしたとこ

ろ、進行方向左側前方にゴミ箱があったため曲がりきれず、一旦バックして車両を立て直し、左折して出ようとしたところに相手側の車両が自衛隊側から国道側に向かって走行、このため、作業車の右フロント部分が相手車両の左側フロントドアとリヤドアの真中付近に側面衝突したものであります。

なお、この事故は運転者が後方をよく確認せずに国道へ出ようとした事により発生したもので、事故の状況は4の事故発生個所位置図のとおりですので参考に願います。

2和解の内容、事故の状況から、和解の相手方である大清水芳樹氏 54 歳(松前町字建石 53)の過失割合を 10%、当事者の過失割合を 90%とし、双方の車両それぞれの損害を賠償することで和解が成立したものです。

3 損害賠償の額は車両損害に係る額の 305,000 円で、全額保険対応となるものです。

なお、損害賠償の額及び作業車の補修費は今回の補正予算に計上しております。

また、先ほど行政報告でも申し上げましたが、今回の2件の事故については、管理者より任命権者の消防長に事故防止を徹底するよう注意喚起をしております。

以上で報告第2号の説明を終わります。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（溝部幸基） 内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等はございますか。

8 番西村健一議員

○8 番（西村健一） ちょっと確認します。議案の4頁ですが、専決処分とする。平成26年2月何日ですか、これを確認します。

○議長（溝部幸基） 坂口稔事務局長

○事務局長（坂口 稔） 専決処分につきましては、2月3日に専決処分をさせていただきます。

○議長（溝部幸基） よろしいですか。

○8 番（西村健一） はい、よろしいです。

○議長（溝部幸基） 以上で報告第2号を終わります。

---

### ◎議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

---

○議長（溝部幸基） 日程第6 議案第1号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 定例会議案の5頁をお願い致します。

議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法、(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。平成26年2月28日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

内容については、別冊の議案説明資料の3頁と4頁で説明します。3頁をお願いします。

議案第1号関係、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、1の提案理由は、上川中部消防組合及び伊達、壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の必要が生ずるため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を得るものであります。

2の変更の内容については、次の4頁の新旧対照表のとおりとなるものですが、解散する上川中部消防

組合は、上川町、鷹栖町、当麻町、愛別町、比布町の5町で構成されており、解散後は上川町、鷹栖町は旭川市と旭川消防本部に当麻町、愛別町、比布町は美瑛町、東川町、東神楽町の6町で構成する大雪消防組合にそれぞれ加わるものです。

また、伊達、壮瞥学校給食組合は施設の老朽化に伴い、伊達市で給食センターを建設運営、壮瞥と大滝の委任を受けそれぞれ給食を提供し、組合は解散するものです。3頁にお戻り願います。

3の施行期日について、この規約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上で議案第1号の説明を終わります。

宜しくご審議の程お願い致します。

○議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基) 起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

---

### ◎議案第2号 渡島西部広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

---

○議長(溝部幸基) 日程第7 議案第2号渡島西部広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。高田豊消防長。

○消防長(高田 豊) それでは、定例会議案と別冊で配布しております議案説明資料で説明をさせていただきますので、宜しくお願いします。まず、定例会議案の6ページをお開き願います。

議案第2号、渡島西部広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。渡島西部広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように制定しようとする。平成26年2月28日提出、渡島西部広域事務組合管理者。提案理由を説明しますので、別冊議案説明資料の5ページをお開き願います。朗読し若干の説明を加えながら、概要等の説明に代えさせていただきます。

議案第2号関係、渡島西部広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。

1、制定の概要、地域が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むこととした、地域主権改革の趣旨に基づき、平成25年6月14日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)」が成立し、これに伴い消防組織法第15条が改正され、消防長及び消防署長の資格の基準等について政令で定める基準を参酌して制定するものです。

2、制定の考え方、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令で定められた基準を参酌した結果、当該政令で定められた基準を準用し渡島西部広域事務組合の現状を踏まえて消防長及び消防署長の資格を定めることとしました。

3、制定内容、消防長の資格の要件。①消防職員で消防署長又は消防署長の職と同等以上の職に1年以

上あったものであること。これは各消防署の署長と消防本部次長が該当します。②消防団員で消防団長の職に2年以上あったものであること。③市町村職員で部長、課長又はこれらの職と同等以上の職に2年以上あったものであること。旧政令から削除された職、消防署長を補佐する職、消防副団長、都道府県の消防事務担当課長及び補佐職、消防庁の課長及び補佐職、市町村の部、課長を補佐する職、国又は都道府県の行政事務担当部課長または課長を補佐する職。

消防署長の資格の要件。①消防吏員で消防司令の階級に1年以上あったものであること。職で言うと課長・主幹となります。②消防吏員で消防司令補の階級に3年以上あったものであること。職では係長・主査になります。③消防団員で消防副団長の職、その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったものであって、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。これは消防大学の消防団長科となります。旧政令から削除された職は都道府県の消防事務担当課長補佐職で市町村の消防吏員、消防庁の課長補佐職で市町村の消防吏員。

4. 施行年月日は平成26年4月1日からでございます。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

---

### ◎議案第3号 渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基） 日程第8 議案第3号渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 定例会議案の7頁をお願いします。

議案第3号、渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について、渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年2月28日提出、渡島西部広域事務組合管理者。詳しい内容を説明しますので別冊議案説明資料の6頁をお願いします。

議案第3号関係、渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部改正について。

1、改正の目的について、平成24年8月22日に公布された消費税法及び地方税法の一部改正により消費税の税率(国・地方)が平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、し尿及びごみ処理に関し徴収する手数料について改定を行うため、渡島西部広域事務組合衛生処理条例(平成57年条例第4号)の一部を改正するものです。

2、改正の内容について、現在し尿収集及びごみ処理に係る経費(業務委託料及び消耗品費など)には

消費税(地方消費税含む)が間接的に反映されており、平成26年4月より5%が8%に引き上げられることから、料金表の別表1及び別表2の料金に消費税増税分を上乗せするもので、別表の1で、し尿収集手数料では、区分欄の基本額で改正前は1,050円が改正後は1,080円に3%分の30円を増額改正するもので、以下の加算額も105円から108円に3円の増額、特別加算額の汲み取りホース延長分も210円から216円に6円の増額、同じく特別加算額の仮設トイレについても3,150円から3,240円に90円の増額となります。

別表の2では、し尿、浄化槽汚泥及びごみ処理手数料で、区分欄のし尿で改正前は105円が改正後は108円に3%分の3円を増額改正するもので、以下の浄化槽汚泥も46円から48円に2円の増額、ごみについても50円から52円に2円の増額となるもので、これらの料金は全て内税での表記となっております。

また、平成26年度予算での衛生関係手数料で増額となる金額は、し尿処理手数料は数量で150k1の減ですが消費税3円の増で223万円、浄化槽汚泥処理手数料は数量で100k1の増と消費税2円の増で80万円、ごみ処理手数料で2円の増で6万円の増となり合計では319万円を歳入の予算に計上しております。

3の施行年月日は平成26年4月1日から施行する。以上で議案第3号の説明を終わります。

宜しくご審議の程お願い致します。

○議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

11番岩館俊幸議員。

○11番(岩館俊幸) 説明資料のですね改正の目的について1番なんですけれども、平成57年の条例第4号というのはこれ相当先のことなんですけれども、昭和57年の間違いではないですか。平成57年といえばまだまだ、我々生きていないような中での一部改正ということになると、これ大変な先のことですから、その辺についてですね、どのようになっているのか。

○議長(溝部幸基) 坂口稔事務局長

○事務局長(坂口 稔) 組合条例の1571頁に昭和57年4月1日でございますので大変申し訳ございません。私どものミスでございます。訂正宜しくお願い致します。

○議長(溝部幸基) その他質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基) 起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

---

#### ◎議案第4号 渡島西部広域事務組合消防手数料条例 の一部改正について

---

○議長(溝部幸基) 日程第9 議案第4号渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。高田豊消防長。

○消防長(高田 豊) それでは、定例会議案の8ページをお開き願います。

議案第4号、渡島西部広域事務組合、消防手数料条例の一部改正について、渡島西部広域事務組合、消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年2月28日提出。渡島西部広域事務組合、管理者。提案理由等を説明しますので、別冊議案説明資料の7ページをお開き願います。朗読し説明に代えさせていただきます。

議案第4号関係、渡島西部広域事務組合、消防手数料条例の一部改正について。

1、提案理由、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が、平成26年1月29日公布され、危険物製造所等の設置の許可申請に対する、審査等に係る手数料を引き上げたことに伴い、当組合の消防手数料条例の一部を改正するものです。

2、改正内容、製造所等に係る手数料について、消費税及び地方消費税の引上げが行われること。また、製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額を引上げたことに伴い、一部を改正するものです。

3、施行年月日は平成26年4月1日からでございます。

なお、当組合管内では、知内町の北電火力発電所の特定屋外タンク貯蔵所と一般取扱所、同発電所の燃焼装置になりますけれども、こちらの方が該当します。他に該当する施設はございません。なお、議案本文については8ページから13ページです。以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

ご審議の程よろしく願います。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第4号は可決致しました。

---

### ◎議案第5号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基） 日程第10 議案第5号渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。高田豊消防長。

○消防長（高田 豊） それでは、定例会議案の14ページをお願いします。

議案第5号、渡島西部広域事務組合、火災予防条例の一部改正について、渡島西部広域事務組合、火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成26年2月28日提出。渡島西部広域事務組合、管理者。提案理由等を説明しますので、別冊議案説明資料の8ページをお願い致します。朗読し説明に代えさせていただきます。

議案第5号関係、渡島西部広域事務組合、火災予防条例の一部改正について。

1、提案理由、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年3月27日政令第88号。以下「改正政令」

という。)が公布されたこと並びに、建築基準法施行令の一部改正により、当組合の火災予防条例の一部を改正するものです。

2、改正内容、消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、規定の整理を行ったこと。

3、施行年月日は平成26年4月1日からでございます。いずれの施行令も規定の整理ですが、消防法施行令は消防用ホースとそれに付随する結合金具が検定対象機械器具から除外され、条文が繰り上がったものでございます。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長(溝部幸基) 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。議案第5号を決することに賛成の方は起立を願ひます。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基) 起立全員であり、議案第5号は可決致しました。

○議長(溝部幸基) 暫時休憩致します。

---

(休憩 14時43分)

(再開 15時59分)

---

○議長(溝部幸基) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

---

◎議案第6号 平成25年度渡島西部広域事務組合  
一般会計補正予算(第5号)

---

○議長(溝部幸基) 日程第11 議案第6号平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長(坂口 稔) それでは、定例会議案の15頁をお願い致します。

議案第6号、平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)、平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,411万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,674万5,000円とする。2は省略させていただきます。

継続費の補正、第2条継続費の変更は、第2表継続費補正による。

繰越明許費、第3条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することが出来る経費は第3表繰越明許費による。

地方債の補正、第4条地方債の変更は、第4表地方債補正による。平成26年2月28日提出、渡島西部広域事務組合管理者。



今回の主な補正の内容でございますけれども、松前、知内、木古内消防署の3署の消防救急デジタル無線の整備に対する国からの補助金による繰越明許費の設定、汚泥再生処理センター建設に係る北海道からの地域づくり総合交付金の追加に伴う継続費及び地方債の変更や各種事業費の入札減をはじめ年度末の決算に向けた経費に係る執行残を調整し、それに伴う構成町の負担金などを調整、整理するものでございます。それでは内容の説明をしますので18頁をお開き頂きたいと思っております。

第2表継続費の補正ですが、汚泥再生処理センター施設整備事業において北海道からの地域づくり総合交付金の追加に伴い年割額を変更するものでございます。総額で補正前21億9,399万1,000円から7万4,000円を減額し、補正後が21億9,391万7,000円に変更するものです。年割額の平成23年度と24年度分は変更ございませんが、25年度では補正前17億1,196万円から補正後17億1,188万6,000円とそれぞれ変更するものでございます。後程詳細を説明させていただきます。次に19頁です。

第3表の繰越明許費ですが、4款消防費、1項常備消防費で事業名消防救急デジタル無線整備事業として、4億2,494万2,000円を松前、知内、木古内消防署の消防救急デジタル無線の工事費及び施工監理委託料を補正するものでございます。これについても後程詳細に説明をさせていただきます。次の20頁です。

第4表地方債の補正は、一般廃棄物処理事業債において北海道からの地域づくり総合交付金の追加に伴い変更するもので、補正前の限度額7億3,090万円から140万円を減額し、7億2,950万円に変更するもので、起債の方法と利率、償還の方法については変更ございません。それでは、内容の説明に入りますので、事項別明細書の方から説明をしますので、議案の37頁をお願い致します。

1款議会費、1項議会費、1目議会費16万8,000円の減額でございます。1節報酬1万8,000円の減額と9節旅費15万円の減額は、いずれも実績精査による減でございます。次の38頁です。

2款総務費、1項総務管理費、1目事務局費29万6,000円の減額です。3節職員手当等の時間外勤務手当から14節使用料及び賃借料まで、実績精査による減です。39頁です。

2項監査委員費、1目監査委員費37万4,000円の減額です。1節報酬から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減額です。なお、9節旅費については、全国研修の不参加により金額が大きくなってございます。続きまして40頁です。

3款衛生費、1項清掃費、1目し尿処理費1,430万9,000円の減額です。3節職員手当等から19節負担金補助及び交付金まで、実績精査による増減でございます。主なものでは3節職員手当等の勤勉手当から通勤手当までは病気休暇等による減でございます。11節需用費の消耗器材費等では薬品費の減、修繕費では新汚泥再生処理センター稼働に当たり、現施設の延命を計ったことにより、補修を最小限にとどめることの工夫や機器類のオーバーホールによる減でございます。燃料費は単価アップによる追加となっております。13節委託料で一番上のし尿収集運搬業務委託料は各町の増減はありますが総対で収集量150kℓの減と一番下にあります、し尿脱水汚泥処理業務委託料は処理量で240tを農地還元したことによる減でございます。41頁をお願い致します。

2目ごみ再生処理費85万円の減額です。2節給料から18節備品購入費までは、いずれも実績精査による増減でございます。2節給料は職員1名の昇格による増、3節職員手当等は昇格及び職員の住居の変更に伴う増でございます。時間外勤務手当は実績精査による減、4節共済費も昇格に伴う負担金の追加でございます。11節需用費では燃料費が単価アップにより増となっておりますが、消耗器材費等の実績の減で総体では減となるものでございます。7節賃金から18節備品購入費までは実績精査による減でございます。42頁でございます。

3目最終処分場処理費3万8,000円の減額です。11節需用費では燃料費の単価アップによる増と消耗器

材費等実績精査による減で総対での増減がございません。12 節役務費と 13 節委託料は実績精査による減でございます。43 頁です。

4 目し尿処理施設費 2 万 8,000 円の減額です。9 節旅費から 18 節備品購入費までは、いずれも実績精査による減でございます。なお、1 番上の財源内訳で国道支出金 180 万円の増、地方債 140 万円の減、一般財源 42 万 8,000 円の減でそれぞれ財源繰替をしております。詳細の内容について説明をさせていただきますので別添議案説明資料の 9 頁 A3 の大きい資料の方を開いて頂きたいと思っております。

先ほど、第 2 表継続費の補正で説明しましたが、汚泥再生処理センター整備事業費の内訳で一番右側でございますけれども、平成 25 年度欄の変更前でカッコ、変更後がカッコの上でございます数字になるものでございます。その右端の方と左端の方に財源内訳と示しておりますが、国道支出金におきまして 180 万円増となったことによりまして 4 億 2,351 万 1,000 円とするものでございます。起債につきましても 140 万円減してございまして 7 億 3,090 万円を 7 億 2,950 万円に変更するものでございます。基金繰入金とその他については変更がございません。一般財源で 5 億 5,929 万 1,000 円から 42 万 8,000 円を減額しまして 5 億 5,886 万 3,000 円とするものでございます。合計で変更前の 17 億 1,191 万 4,000 円から 2 万 8,000 円減しまして 17 億 1,188 万 6,000 円とするものでございます。それでは申し訳ございません、44 頁の方にお戻り頂きたいと思っております。

4 款消防費、1 項常備消防費、1 目消防本部費 4 億 2,067 万 7,000 円の増額です。3 節職員手当等は実績精査による減、13 節委託料の消防救急デジタル無線整備実施設計委託料は入札減で、同じく委託料で繰越明許により松前、知内、木古内消防署で実施する消防デジタル無線整備工事に係る施工監理委託料 397 万 9,000 円の追加で総対では 1 万 1,000 円の減となるものです。15 節工事請負費 4 億 2,096 万 3,000 円の追加は 3 署分の消防救急デジタル無線整備工事費でございます。内容を説明しますので 57 頁をお願い致します。

予算説明書、消防救急デジタル無線整備事業の施工について、平成 25 年度において施行する消防救急デジタル無線整備事業の内容は次に定めるところによる。記、区分、内容の順で説明をさせていただきます。

1 工事名、消防救急デジタル無線整備工事、2 工事箇所、松前町字建石地内及び江良地内、知内町字重内地内、木古内町字大平地内、3 工事内容、消防救急デジタル無線整備工事カッコ松前、知内、木古内消防署分、共通波一式でございます。4 工事費、4 億 2,096 万 3,000 円、5 施行方法、指名競争入札及び随意契約によるもので事業の内容につきまして整備図面を 10 頁以降の 58 頁から 60 頁に添付しておりますので参考に願います。

なお、詳細につきましては議案説明資料の 11 頁と 12 頁で後程消防長より説明をさせていただきますので宜しくお願い致します。44 頁にお戻り願います。18 節備品購入費と、19 節負担金補助及び交付金は実績精査による減でございます。45 頁です。

2 目松前消防署費 39 万円の減です。3 節職員手当等から 19 節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による増減です。4 節共済費は休職職員分の負担金の追加でございます。先程の専決処分報告第 2 号の作業車両の修繕費は 11 節需用費で 19 万円の増、また相手方の車両の修繕に係る費用を 22 節補償補填及び賠償金で 30 万 5,000 円を追加するものでございます。46 頁でございます。

3 目福島消防署費 97 万 2,000 円の減額です。3 節職員手当等から 27 節公課費まで、いずれも実績精査による減でございます。47 頁です。

4 目知内消防署費 266 万 6,000 円の減額です。2 節給料から 19 節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減です。なお、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費は職員 1 名が自己都合により 12 月 31 日付で退職したものです。13 節委託料は特定屋外タンク貯蔵所定期点検が当初 2 基の予定が 1 基とな

った事によるものの減でございます。48 頁でございます。

5 目木古内消防署費 98 万 5,000 円の減額です。3 節職員手当等から 19 節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による増減でございます。49 頁です。

2 項非常備消防費、1 目松前消防団費 15 万 6,000 円の減額です。1 節報酬から 19 節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減額でございます。50 頁です。

2 目福島消防団費 116 万 2,000 円の減額です。1 節報酬から 19 節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減額でございます。51 頁です。

3 目知内消防団費 27 万 7,000 円の減額です。1 節報酬から 19 節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減額でございます。52 頁です。

4 目木古内消防団費 92 万 5,000 円の減額です。1 節報酬から 19 節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減額でございます。53 頁です。

3 項消防施設費、2 目福島施設費 129 万 1,000 円の減額です。18 節備品購入費で入札減と実績精査による減でございます。54 頁です。

3 目知内施設費 43 万 4,000 円の減額です。19 節負担金補助及び交付金は実績精査による減額でございます。55 頁をお願い致します。

5 款公債費、1 項公債費、2 目利子 809 万 5,000 円の減額です。23 節償還金利子及び割引料の衛生施設償還金利子で、し尿施設分の汚泥再生処理センター分 154 万 8,000 円の減は、当初貸付利率を 1% で予算計上しておりましたが、0.5% になったことによる減額でございます。次の一時借入金利子は汚泥再生処理センター整備事業の部分払いにおきまして一時借入分で予算では 1.425% の率で全額指定金融機関からの借入を予定しておりましたが、起債担当の財務省北海道財務局から前借をすることによりまして 0.5% と 0.6% の低利で起債を前借りをしたことによりまして、654 万 2,000 円を減額する事となったものでございます。56 頁です。

6 款諸支出金、2 項積立金、1 目衛生センター施設整備基金積立金 684 万 9,000 円の追加です。25 節積立金は上の財源内訳でその他の浄化槽汚泥処理手数料 342 万 7,000 円と一般財源の地方交付税 342 万と預金利子の 2,000 円を合わせまして計 684 万 9,000 円を整備基金に積立するものでございます。なお、別冊の議案説明資料 10 頁をお開き頂きたいと思えます。議案第 6 号関係平成 25 年度衛生センター施設整備基金積立金調書でございます。平成 24 年度末の現在高では 1 億 1,106 万 507 円でございます。これに 9 月定例会で繰り越した 501 万 5,000 円、更に歳入で利子及び配当金利子の当初予算に今回の補正分 2,000 円を合わせまして 13 万 9,586 円、更に浄化槽汚泥処理手数料は当初予算 736 万円と今回の補正分 342 万 7,000 円を合わせまして 1,078 万 7,000 円、地方交付税が平成 8 年と 9 年分で分かれてございますけれども今回の補正額 342 万円で 25 年度の合計は積立額の合計が 1,936 万 1,586 円となるものでございます。この金額をそれぞれ積立て、25 年度末では松前町 4,532 万 8,312 円、福島町 4,532 万 135 円、知内町 2,169 万 4,512 円、木古内町 1,807 万 9,134 円となり合計で 1 億 3,042 万 2,093 円となる予定でございます。以上で歳出の説明を終わります。

次に議案の方にお戻り頂きまして、歳入の説明をしますので 23 頁をお願い致します。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目衛生負担金 2,148 万 9,000 円の減額です。1 節松前町負担金 988 万円の減額ですが、議会費分から一時借入金利子分まで歳出減に係る充当分でございます。以下同様でございます。2 節福島町負担金 223 万 9,000 円の減額、3 節知内町負担金 350 万 8,000 円の減額、24 頁で 4 節木古内町負担金 586 万 2,000 円の衛生費の減額でございます。25 頁です。

2目消防負担金で2億7,764万6,000円の増額です。1節松前町負担金1億4,026万2,000円の増額ですが、議会費分から団費分まで歳出の増或いは減に係る充当分でございます。以下同様で、2節福島町負担金450万円の減額、3節知内町負担金8,000万1,000円の増額、4節木古内町負担金6,188万3,000円の増額となるものでございます。26頁をお願い致します。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目し尿処理手数料78万8,000円の減額です。1節し尿処理手数料で収集量150kℓ分の減額でございます。27頁です。

2目浄化槽汚泥処理手数料は342万7,000円の追加です。1節浄化槽汚泥処理手数料で処理量745kℓ分の追加で全額先程説明した基金へ積み立てするものでございます。28頁です。

3目ごみ処理手数料45万円の追加です。1節ごみ処理手数料で処理量90t分の追加でございます。29頁です。

4目消防手数料52万9,000円の増額です。1節消防手数料で危険物施設申請に係る件数増によるものでございます。30頁をお願い致します。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、3目緊急消防援助隊設備整備費補助金1億3,229万8,000円の追加です。1節緊急消防援助隊設備整備費補助金は松前、知内、木古内消防署3署で実施する消防救急デジタル無線整備事業補助金の追加でございます。31頁です。

4款道支出金、1項道交付金、1目衛生施設整備費交付金180万円の追加。1節衛生施設整備費交付金は、平成25年度地域づくり総合交付金の増額決定分で、し尿汚泥エコリサイクル普及・啓発事業分で10万円、リサイクルふれあい広場整備事業分で170万円の増額で合計180万円の増額でございます。32頁をお願いします。

5款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金2,000円の追加は衛生分の基金に係る利子の増額でございます。33頁です。

同じく2項財産売払収入、1目物品売払収入110万円の追加です。1節物品売払収入のアルミプレス等売払代金ですが、売り払い量の増加に伴うものでございます。34頁です。

7款諸収入、1項組合預金利子、1目組合預金利子1万6,000円の追加は、普通預金利息の追加でございます。35頁です。

同じく2項雑入、1目雑入51万9,000円の追加です。1節雑入は公有自動車損害共済金49万5,000円の増、救急救命士追加講習受講経費助成金2万4,000円の追加でございます。

8款組合債は、1項組合債、1目衛生債、140万円の減でございますので、先程第4表地方債補正で説明しておりますので説明は割愛させていただきます。以上長くなりましたけれども、私の方の議案第6号の説明を終らせて頂きます。なお、この後消防長の方から消防デジタル無線の関係を説明させていただきますので宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（溝部幸基）高田豊消防長。

○消防長（高田豊）それでは、議案第6号関係の消防救急デジタル無線整備関係について説明致します。議案説明資料の11、12ページをお願い致します。上の方から順に行きます。平成25年度補正による消防救急デジタル無線整備関係。

1、平成24年度基本設計による整備費等、同表は今年度の実施設設計に当たって予算根拠となった整備費でございます。年度当初は1億5,000万円の補助金に対し、松前町6,093万円、福島町3,384万円、知内町3,372万円、木古内町2,151万円を按分予定しておりました。

それとですね、2番の方なんですけれども平成25年度実施設計委託料割戻額です。これは、入札による不用額の割戻しになります。割り戻す按分率ですけれども、1表にございます25年度予算根拠の按分率で

算定しております。予算額は2,845万5,000円に対しまして、入札額が2,446万5,000円で、399万円の不用額となります。その内訳ですけれども、松前町162万1,000円、福島町90万円、知内町89万7,000円、木古内町57万2,000円となります。

3番の方ですけれども、平成25年度実施設計による整備費・施工監理業務委託料です。実施設計によりまして整備費が、松前町3億6,627万8,000円、福島町1億8,963万円、知内町2億710万6,000円、木古内町1億1,666万9,000円となり、その整備費割で施工監理業務委託料を按分してございます。福島町が周波数有効利用促進事業へ移行したことにより3町の按分率も変わっております。それによる救急援助隊補助金の配分でございますけれども、そちらの方は松前町7,022万4,000円、知内町3,970万3,000円、木古内町2,237万1,000円となります。

なお、1億5,000万円の補助金が1億3,229万8,000円となりましたが、平成25年度の国の補正事業に対し要望をする消防本部が多数ございまして、結果として満額の補助を得られなかったものでございます。

4ですけれども、平成25年度補正対応。上段の方が整備費で3町の整備費総額は6億9,005万3,000円です。それを年度ごとに共通波整備年と活動波整備年に分けると、4億2,096万3,000円と2億6,909万円になります。その比率は61%と39%になります。それを各町の整備費で割返した率ですけれども、それがカッコ内に示した比率でございます。この率は、表3段目にあります施工監理業務委託料の按分率になります。この施工監理業務委託料も、防災減債事業債等の起債対象となります。

なお、平成27年度の活動波整備につきましては補助金がありませんので、各町からの負担金で、過疎対策事業債等の起債対応となります。中段の太字で囲まれた部分ですけれども25年度補正対応の財源内訳になります。補助金の裏の部分が補正予算債対象部分になります。残りの部分が単独事業ということになります。各町においては防災減債事業債等の起債対象部分と言うふうになります。平成25年度補正対応とする金額は、整備費4億2,096万3,000円と施工監理委託料397万9,000円の合計4億2,494万2,000円となります。

なお、12ページの※印が下の方にありますけれども、福島消防署は周波数有効利用促進事業として、平成26年度1年間で整備を完成させることとなります。そのため、3表に示した整備費と施工監理業務委託料を平成26年度に福島施設費で予算計上するものでございます。以上で消防救急デジタル無線整備関係の説明を終わります。

ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

6番木村隆議員。

○6番（木村隆） 1点だけ確認させて下さい。行政報告の中で福島署、松前署のポンプ車が納入されたというのがありました。それで、予算書見ますと松前署のポンプ車が入札減というのがないと、それで振り返りますと不落札になったという経緯があつて、私も議員になってから不落札という、福島の議員時代も含めて初めての経験かなと思つているんですけれども、結局そういう不落札の件があつて随契になったことで入札減というものが発生しないと、そういうふうにつけて宜しいのでしょうか。

○議長（溝部幸基） 坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 当初の予算の説明書でも契約方法につきましては、指名競争入札及び随意契約によるということになってございまして、当時の入札では4社で入札を実施しまして、予定価格に達しなかったと、予定価格をオーバーしていたということございまして、その予定価格に基づきまして、オーバーしている部分について業者の方に一番最低の金額で入札した業者に随意契約するということが宜しい

でしょうかということで、入札時に参加された業者に説明をしまして、それで了解をされたということで、最低の業者と予算額で随意契約をしたという経過でございます。

○議長（溝部幸基） よろしいですか。

9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） 救急デジタル無線の整備に関してお尋ねします。今の6番議員の質問の意図が大体わかったんですが、57頁の入札の方法で指名競争入札及び随契ということで、今の前の質問によりますと入札した結果、予定価格をオーバーしたら随契にしますよと、そういう内容だと思うんですが、そういうふうに理解して良いのかというのがまず一点。

二つ目にですね、説明資料11頁12頁についてお尋ねするんですが、財源内訳についてです。25年補正では整備費で4億2,000万円かかると、それで施行監理費が652万3,000円ということですね。施行監理費の分については補助等の対象にはなっていないと、そして整備費については補助金が1億3,200万円、それから残りの補助残については補正予算債と防災減債対策事業債の対象になっているということで理解しているんですが、この補正予算それから防災減債対策事業債は、後ほどの交付税等の処置というのはどのような割合で戻ってくるのかお尋ねしたいというのがまず一点。

それから、27年度は補助金が無いということで過疎債の対象になるのだろうということですが、この辺についてもどの起債が使えて、どの程度の交付税のバックがあるかということをお尋ねします。

それから、これは全体的な話になるんですが、このデジタル無線については前から議論されているのですが、決してこの事務組合の都合ではない訳ですね。国の、それも中央のいろんな事情で地方にまでこういう形が及んで来ている訳ですが、それが中々補助金が付かないと、半分も付かないという状況な訳で、そういうことで起債の対象になってそれなりの見返りが期待される訳ですが、地元の選出の代議士もかなり使いながら要請した結果ですね、残念ながらこういう結果なんですが、今後例えば27年の分も補助金の対象になるような働き掛けが出来ないものかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、整備全体の内容について議案の58頁についてお尋ねするんですが、これを見ますと3署の構成というのは基本的には何も変わらない訳ですが、ちょっと気になるのは知内消防署の発動発電機の容量が他の町と比べると小さいんですね。半分以下なんですね。構成内容を見てもそんなに変わらないのに何故小さくて済むのかなと、当然これは所要電源が止まった時の対応としてこの発電機があるんだろうと思うんですが、それでこの知内の場合大丈夫なのかなというのが一点。

それから、各三つの署それぞれなんですが、本部と出先の中継基地と言いますか、そこある訳ですが、それぞれその回線にテレビの共聴ですとか、通信業者の回線ですとかアナログ専用回線を使うという形になっているんですが、これは有線なんですか無線なんですか。もし、有線であれば災害時に有線回線が切れたらどうするのかということに不安があるんですが、この技術的な点、この一点をお尋ねします。以上です。

○議長（溝部幸基） 坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） まず私の方からですねお尋ねの4点について、残りの最後の1点については担当の方から説明をさせていただきます。まず、入札の方法については伊藤議員仰るような理解で宜しいかと思えます。また、財源内訳につきましては、平成25年度の補正予算債につきましては充当率100%で、50%の交付税算入率でございます。

それと、残りの単独部分の緊急防災減債につきましては100%の算入率で70%の交付税の算入率でございます。なお、先程議員仰られましたように27年度につきましては、全額各町で過疎債を対応させるとい

うことで100%の算入率は70%でございます。

それと、27年度の補助の関係ですけれども、今回25年度におきましても8億円の予算の中に希望する本部がですね、150程度あるという状況の中で今回色々と働き掛けをした中でこのような補助になったということで、25年度で補助を頂いたものについては27年度補助の該当になりませんということでは伺ってございますけれども、もしそのような補助対象なり、そういうものがある場合はですね、これからも色々と検討しながら進めて行くべきだと私も思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 祐川消防次長。

○消防次長（祐川正） 最後の系統図の関係なんですけど、大変申し訳ございませんがこれは15ではなくて35なんです。それで、ちょっと古い図面を使っておりました。訂正方宜しくお願ひします。

それとアプローチ回線なんですけど、まずこの知内町さんの場合見ますと、アプローチ回線が、例えば災害時切断されたという場合にはですね、ある程度、例えば現場に行けないということであってもですね、近くまで消防車がいきますと、無線で交信できるようになっています。アプローチ回線が切れても。そのために、知内町はちょっと中継局高いものにしました。それで木古内町さんの場合なんですけど、木古内町の場合は基地局がちょっと違っていて、屋外型というもので値段もちょっと安くなっています。これにつきましては、切断された場合消防車が近くに行っても交信できません。その場合は、色々今の携帯電話ですね、こういうものも考えられますので、現在のところは積算表の中にはこの携帯とかそういうものは載っておりません。知内町さんの場合には使えらると、切断されても使うことが出来ると、木古内町さんの場合には基地局が違いますので、屋外型という形になってますので、切断された場合には車輦と交信することが出来ないという形になってます。

○議長（溝部幸基） 高田豊消防長。

○消防長（高田 豊） ちょっと補足で説明をさせていただきます。まず、有線か無線かということなんですけれども、これは全部有線でございます。それで、松前町のテレビ共聴と入っている件なんですけれども、これは松前でですね、テレビ共聴でずっと線を引いているんですけれども、その回線を使わせて頂くということで、このテレビ共聴という風になっています。あとはこれは有線でございます。NTT回線とかそういうものでございます。以上です。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） まず、財源のことなんですけど25年度の方ですね、補助金。全国で要望する所が多かったので満額貰えなかったと、これも非常におかしな話で、国の都合でやることなんですから当然それはそれぞれの町村がみんな引かかるんですね、組合がやることですから。それで、数が多かったから予算が無いですなんて話にはならないはずなんです。本来的には、やはりこれの部分もしっかりと国に要請すべきだろうということで、少なくとも27年度、今年貰ったからではなくてですね、満額貰えなかった訳ですから最低限でもですね、その差額分だけでも27年度の予算で確保して頂きたいと、まずこう思います。

それから、設備に関してですが、有線でコントロール回線使っているようですが、切れても一部の町村では大丈夫だけれども、別な町村では使えないというのはどんなことなんですか。平時には良いでしょうけれども、何かあった、災害あった時にこそこういうものがきちんと機能しなければならないんですよ。それが災害があって有線が切れちゃったら、その基地局との通信が出来ませんのでは何のための整備ですか。私はそう思うんですが、その辺何も疑問に感じないでこういう設計といたしますか、中身にしたんでしょうか。非常に大きな疑問なんですけど、もう一度説明頂きたいと思います。

○議長（溝部幸基） 坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 補助金の方につきましては、伊藤議員仰られるように今回も起債の対象とかそういうものについても、当初は起債の対象の部分とかも少ないということでは言われていたんですけども、国の方の方針で補正で対応するというふうになった部分もございます。その部分については、整備する町村にとっては一般財源の持ち出しが無くなりましたので、良かったのかなという風には私どもも考えております。なお、補助金につきましてはですね、先程も申し上げましたとおり、議員仰るように私どもの方も働きかけはして参りたいと思っております。補助金が付くということは確約できませんけれども、要望はして参りたいと思っております。

○議長（溝部幸基） 祐川消防次長。

○消防次長（祐川正） 先程の、有線が切断された場合にはですね、まず衛星電話、そういうもので対応は出来ませんが、今のところ整備費の中に予算計上しておりません。ただ、今言うように災害時に切断された場合、そういう衛星電話等の購入も考えていかなければならないと考えております。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） せっかく整備するんですから今回整備するシステムの中でですね、そういう災害時に有線の部分が切れてもきちんと対応できるようなシステムを作るのが本来でしょう。それを、別なもので代替えますということなら不完全な整備ということですよ、これは。せっかくやるんですからそこまできちんとしたものを作らなければならぬんじゃないんですか。これだけの金額を掛けながら、そういう特に災害時に使えないというのは一番大変な、大事なことですよ。その辺の見解はどうなんですか。管理者どうですか。

○議長（溝部幸基） 竹下副管理者。

○副管理者（竹下泰弘） 今仰るとおり、こういう緊急なもので使えるというのが大事な部分なんです。中身の方整理して見て、そういうものに対応できるような形で検討して行きたいと思っております。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。6番木村隆議員。

○6番（木村隆） 参考までに。ちなみにこういう珍しいといいますか、中々デジタル無線というのは取り扱う業者は何社くらいあるんでしょう。つまり、入札に参加する予定がある業者というのは。

○議長（溝部幸基） 高田豊消防長

○消防長（高田 豊） 4社から5社という風に聞いてございます。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） 補正予算に対しまして反対の討論を行います。

今回の補正予算の中で提案されています消防救急デジタル無線整備事業の内容を伺いました。システムとして災害時に十分機能が発揮されないという事実が明らかになった訳でありまして、そういう不完全なシステムに多額の予算を消費するというのはいかかなものかと、完全なシステムを作った上で提案して頂きたいと思っておりますので、本案に反対致します。

○議長（溝部幸基） その他討論ございますか。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。



採決を行います。

お諮り致します。議案第6号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基) 4番、5番、9番を除いて賛成多数であり、議案第6号は可決致しました。

---

◎議案第7号 平成26年度渡島西部広域事務組合  
一般会計予算

---

○議長(溝部幸基) 日程第12、議案第7号、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計予算を議題と致します。提案理由の説明を求めますが、審議の進め方についてお諮り致します。

最初に総括的な予算編成概要についての説明を受け、その後に歳出1款議会費及び2款総務費を、次に3款衛生費を、次に4款消防費を、更に5款公債費、6款諸支出金及び7款予備費を4分割して説明を受け、それぞれ質疑を行います。次に歳入全般についての説明を受けて質疑を行い、最後に歳入歳出全般について質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声多数あり)

○議長(溝部幸基) ご異議なしと認め、ただ今お諮り致しましたとおり議事を進めて参ります。

最初に総括的な予算編成概要についての説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長(坂口 稔) 定例会議案の61頁をお開き願います。

議案第7号、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計予算、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,131万4,000円と定める。2は省略させていただきます。

第2条の一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2億8,000万円と定める。平成26年2月28日提出。渡島西部広域事務組合管理者。

予算の内容説明の前に、皆様には配付しておりませんが、平成26年度の予算編成に当たっての当組合の基本方針について簡単に申し上げます。

国の社会経済情勢は一部企業等で改善は見られるものの、北海道においても全体的に景気回復への不透明感があり、当組合を構成している各町の財政運営も地方税や地方交付税をはじめ自主財源の減少などの厳しい状況を踏まえながら、消費税の増税や人件費をはじめとした歳出全般の経費抑制と削減などの対策に努めなければなりません。このような財政事情を考慮し、より計画性に富んだ簡素・効率化を進め、費用対効果を意識した組合運営を引き続き推進することを目標に、予算編成をしたところです。

それでは、まず総括的な予算編成の概要につきましては、お手元に配付しております別冊緑色の平成26年度一般会計予算説明資料に基づいて説明しますので、説明資料の1頁をお開き願います。

まず、平成26年度の歳入歳出予算総額の対前年度比較表でございます。

歳入の1款分担金及び負担金から2頁の7款諸収入までの歳入合計は16億8,131万4,000円で、前年度より15億2,198万3,000円の減額で、率では47.5%の減となるものです。歳入の主な増減を申し上げます。

1頁の1款分担金及び負担金992万6,000円の減額ですが、衛生負担金は汚泥再生処理センターの完成により1億5,024万円の減となりましたが、消防負担金で福島消防署の消防デジタル無線など各消防施設に係る15件の事業などにより1億4,031万4,000円の増となりました。なお、事業の詳細は8頁に掲載して

おりますので後程参考に願いたいと思います。また説明もさせていただきますので宜しくお願い致します。

次に2款使用料及び手数料319万円の増額で、先ほど衛生手数料の条例改正で説明しましたが、し尿処理手数料は数量で150k1の減を見込みましたが、消費税の改定により223万円の増、浄化槽汚泥処理手数料で収集量100k1の増と消費税の改定により80万円の増、ごみ処理手数料は消費税改定分16万円の増、消防手数料は前年度同額を計上しております。

3款国庫支出金3億2,077万5,000円の減額ですが、福島消防署で整備する消防デジタル無線整備に係る補助金9,410万円の増、衛生施設整備費補助金で汚泥再生処理センター建設事業の循環型社会形成推進交付金は科目廃止ですので総対では減となります。

4款道支出金211万8,000円の増は木古内消防署の石油貯蔵施設立地対策等交付金で、前年度は補正により対応しております。

5款財産収入は前年度とほぼ同額ですが、江良地区の宿舍使用者が定年により退去しますので計上しておりません。2頁です。

0款繰入金は当初予算での繰入を予定していないため、科目廃止です。

6款繰越金は前年度と同額の整理科目です。7款諸収入1万2,000円の減額ですが、雑入で衛生センターの臨時職員1名減による雇用保険料です。0款組合債は起債の予定がありませんので、科目廃止です。続いて3頁の歳出です。

歳出の全体での主な増減を申し上げます。人件費は組合全体で定年退職4名と中途退職者2名に対し、新規採用者8名で前年当初より2名増の116人分となりますが、総体で132万2,000円の減額です。

なお、別冊の平成26年度の予算説明書68頁に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照下さい。

また建設事業費では、4件増の17件となりますが、汚泥再生処理センター建設工事費等の減で金額では14億2,362万8,000円の減額となっておりますので詳細を説明します。

まず、1款議会費は5万4,000円は実績を考慮し、旅費の減額です。

2款総務費7,458万5,000円の減額ですが、事務局費は職員の異動による人件費などで204万8,000円の増、3年に1度の退職手当組合精算費の科目廃止で7,638万3,000円の減、また監査委員費25万円の減ですが、全国大会の隔年旅費などの減額です。

3款衛生費16億8,240万円の減額ですが、汚泥再生処理センターの完成に伴う工事費の減、職員2名の退職により人件費は減となりますが、新たな汚泥再生処理センターの管理委託費や燃料費や光熱水費、消費税の増に伴い、し尿処理費1,072万2,000円の増、ごみ再生処理費の委託料の増等で169万9,000円の増、最終処分場処理費で人件費の貼り付け等に伴い1,238万7,000円の増、し尿処理施設費は汚泥再生処理センター完成により17億720万8,000円の減です。

4款消防費3億92万2,000円の増額ですが、人件費で8名の採用による増及び建設事業費の増が主なものです。常備消防費では469万3,000円の減額ですが、消防本部費では消防救急デジタル無線整備実施設計業務の完了により2,782万円の減、松前消防署費の職員の総対数は変わりませんが3名退職、3名の採用で人件費等の差額で327万4,000円の減、福島消防署費の職員1名増で789万9,000円の増、知内消防署費の職員は1名退職で2名の採用により1名増、高所放水車の整備費減があり総対では266万7,000円の増、木古内消防署費は職員2名の増などで1,583万5,000円の増です。次に非常備消防費では52万5,000円の増額ですが、松前消防団費の旅費や備品購入費などで18万7,000円の減、福島消防団費の備品購入費の貸付被服購入で16万9,000円の増です。4頁です。知内消防団費は全道の訓練大会の旅費や車検整備費などで66万4,000円の減、木古内消防団費は車検整備費や車検に伴う公課費、備品購入費などで120万

7,000 円の増です。次に消防施設費では 3 億 509 万円の増額ですが、主に建設事業 5 件の増によるものです。

松前施設費の消防器具置場新築工事費や気象観測装置購入費などで 182 万 9,000 円の増、福島施設費では消防救急デジタル無線整備費や水槽付ポンプ自動車、気象観測装置購入費などで 2 億 6,608 万 9,000 円の増、知内施設費は高規格救急自動車や防火水槽新設などで 3,429 万 7,000 円の増、木古内施設費は庁舎耐震診断委託料などで 287 万 5,000 円の増です。

5 款公債費 5,758 万 6,000 円の減額ですが、元金の最終処分施設分の償還終了などで 5,145 万 9,000 円の減、利子の一時借入金利子で 612 万 7,000 円の減です。なお別冊の予算説明書附表の 72 頁に地方債の当該年度末現在高見込額を添付しておりますので、ご参照願います。

6 款諸支出金 828 万円の減額ですが、衛生センター施設整備基金積立金 1,040 万 1,000 円の減、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金 212 万 1,000 円の増で総対では減となるものです。

7 款予備費は前年度と同額です。次に 5 頁です。

平成 26 年度予算性質別総括表では、経費の性質別に縦の 1 款議会費から 7 款予備費まで計 16 億 8,131 万 4,000 円です。また前年度比較等については、それぞれ記載のとおりですので、ご参照願います。次に 6 頁です。

平成 26 年度目別の財源内訳及び構成町別負担金の内訳表です。これは予算額に対しての特定財源と一般財源をそれぞれ詳細に記載しております。また各町の負担金ですが、1 番下の右側の 4 番目に松前町で 4 億 1,204 万 3,000 円、福島町が 4 億 7,118 万 8,000 円、知内町が 2 億 9,155 万円、木古内町が 2 億 8,103 万 7,000 円の内訳となっております。7 頁です。

平成 26 年度経費別構成町負担按分表です。当初予算は、既存の負担割合で計上し、当該年度の 4 月 1 日の住民基本台帳人口と前年度の年間収集実績量が確定した後に補正予算で調整しますので宜しく願います。

消防関係は、本部費を除き各構成町が査定し、100%負担をしております。なお、下の表は負担率の基準係数ですが、均等割、実績割、財政割に基づいて平成 26 年度の負担金額を算定しております。議会費は均等割りりで 100%、事務局費と監査委員費は均等割 50%と人口割 50%、消防本部費は均等割 50 と財政割 50%、し尿処理費、ごみ再生処理費、最終処分場処理費は均等割 10%と実績割 90%で負担金の按分をするものです。

なお、地方債元利償還金等は 100%人口割、し尿処理施設費は均等割 10%、実績割 45%、し尿収集人口割 45%です。消防費については各構成町の負担で、算出の根拠となる数字が下に示しているとおります。次に 8 頁をお願いします。

平成 26 年度建設事業計画書ですが、衛生センターから木古内消防署まで 17 件、事業費で 3 億 6,662 万 4,000 円を当初予算で計上しております。内容については、後程個別に各所属の長より詳しく説明しますので割愛します。9 頁です。

平成 25 年度渡島西部衛生センター廃棄物処理実績対前年度比較表です。各構成町の内訳及びそれぞれ 24 年度と 25 年度の実績を比較しております。なお、平成 25 年度分については、12 月末現在の実績と 3 月までの推計となっております。浄化槽汚泥処理実績は 2,345 k $\ell$ 、前年比 245k $\ell$ で金額では 112 万 7,000 円の増、以下し尿収集実績、ごみ処理実績、最終処分場処理実績ですので参考に願います。最後の 10 頁です。

消防の概要調べでございます。1 の消防職員は定数 113 人に対して、平成 26 年 1 月 1 日現在は 100 人、2 の消防団員の定数は 380 人で予算計上しておりますが、実人員は 352 人です。3 の救急出場件数は前年より 20 件増の 1,372 件、搬送人員も 16 人増の 1,330 人で年々増加傾向にあります。4 の火災発生は 3 件

減の14件で、損害額も2,716万9,000円減の1,295万2,000円となっております。5の消防自動車等は73台で3台の減、6の防火水槽及び消火栓は3基増の590基です。

以上で、平成26年度一般会計予算の提案理由及び総括的な予算概要の説明を終わります。この後、各項目毎に予算の内容を説明しますので宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩致します。

---

(休憩 16時05分)

(再開 16時19分)

---

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

○議長（溝部幸基） 総括的事項の説明が終わりました。次に歳出の1款議会費、2款総務費の説明を求めます。西田啓晃事務局次長。

○事務局次長（西田啓晃） 事務局所管の予算の説明ですが、この場所で説明させていただきます。また、基本的には10万円以上の増減について説明をさせていただきますのでご了承願います。それでは、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計予算説明書の27ページをお開き下さい。

1款議会費、1項議会費103万8,000円で、1目議会費同額で前年度より5万4,000円の減で、1節報酬は前年度同額、9節旅費で費用弁償5万5,000円の減、10節交際費から19節負担金補助及び交付金は前年度とほぼ同額です。次の28ページです。

2款総務費、1項総務管理費は4,033万2,000円で前年度より7,433万5,000円の減は退職手当組合精算費の減が主なもので、1目事務局費4,033万2,000円で、前年度より204万8,000円の増、2節給料12万7,000円、3節職員手当等46万3,000円の増は職員の昇格・昇給及び異動職員の手当て増、4節共済費13万3,000円の減は共済及び退職手当組合の率の減です。7節賃金から10節交際費は前年度と同額です。次の29ページです。11節需用費16万2,000円の増は、2年に一度の組合要覧作成費の増、12節役務費から14節材料及び賃借料までは前年度とほぼ同額、18節備品購入費は新設科目で、職員が使用しているパソコンのサポート期限終了に伴う更新が5台、なお、パソコンについては消防本部費や各消防署の署費の備品購入費も同様でございます。また、事務用の机を購入するものです。19節負担金補助及び交付金は前年度とほぼ同額です。27節公課費は車検分につき科目廃止です。次の30ページです。

0目退職手当組合精算費は先程説明しましたが、3年に一度の精算につき今年度は科目廃止です。次の31ページです。

2項監査委員費、1目監査委員費69万円で、前年度より25万円の減です。1節報酬3万1,000円と9節旅費で21万9,000円の減は隔年で実施している全国研修分などの減によるものです。11節需用費と19節負担金補助及び交付金は前年度と同額です。以上、議会費、事務局費及び監査委員費の説明を終わります。ご審議のほど、宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 1款から2款までの説明が終わりました。質疑を行います。

6番木村隆議員。

○6番（木村隆） 29頁の先程のパソコンの件なんですけれども、まず単価を教えてください。どれ位の見積額で1台を見ているのか。

○議長（溝部幸基） 西田啓晃事務局次長。

○事務局次長（西田啓晃） 1台ソフト含みまして18万円として購入する予定でございます。

○議長（溝部幸基） 6番木村隆議員。

○6番（木村隆） その単価の基準はこれから出てくる各署のパソコンとかも大体それ位の金額を見て出しているんですか。それとも、そこそこの署で単価の考え方があるんでしょうか。

○議長（溝部幸基） 西田啓晃事務局次長。

○事務局次長（西田啓晃） この単価につきましては、各署、本部バラバラの単価になっております。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

（「なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終ります。

次に3款衛生費の説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 3款衛生費の予算について説明させていただきます。それでは、予算説明書の32ページをお開きください。

3款衛生費、1項清掃費は3億6,023万6,000円で、前年度より16億8,240万円の減。主なものは、汚泥再生処理センター完成及び職員2名の退職によるものです。1目し尿処理費2億2,772万4,000円で、前年度より1,072万2,000円の減で、2節給料713万7,000円、3節職員手当等372万9,000円、4節共済費431万円の減は退職者による人件費の減です。7節賃金は前年度とほぼ同額、9節旅費15万円は事業完了による減、10節交際費は前年度と同額です。次の33ページです。11節需用費1,534万円の増は、新施設の稼働により消耗器材費等の薬品費等で592万8,000円、燃料費で599万3,000円、光熱水費の電気料で868万円増によるものです。12節役務費は149万3,000円の増は建物と設備の保険料で34万の増、水質及びばい煙やダイオキシンの検査手数料113万円の増です。13節委託料は979万2,000円の増、し尿収集運搬業務委託料で32万9,000円の減、し尿脱水汚泥処理業務委託料で818万9,000円の減、施設の管理業務委託料の廃止で508万2,000円の減、新しい施設の運転管理業務委託料で2,291万2,000円増、同じく施設の管理を機械警備へ移行する保安管理業務委託料40万円の増で総体では増となるものです。なお、これらの予算額は1月17日の特別委員会にお諮りした額でございます。14節使用料及び賃借料は34万9,000円の減で重機等の借上げ料の減、18節備品購入費は科目廃止、19節負担金補助及び交付金と27節公課費は前年度とほぼ同額です。次の34ページです。

2目ごみ再生処理費9,811万3,000円で、前年度より169万9,000円の増で、2節給料188万7,000円、3節職員手当等133万6,000円、4節共済費121万3,000円の減は退職者による人件費の減です。9節旅費は前年度とほぼ同額、11節需用費30万9,000円の増は、消耗器材費等で26万1,000円、燃料費で22万3,000円、光熱水費で60万7,000円の増ですが、修繕費で45万円の減、車両維持修繕費で29万2,000円の減で、総体で減となります。12節役務費は前年度とほぼ同額です。次の35ページです。13節委託料の591万6,000円の増は施設運転管理業務委託料で535万8,000円、し尿処理費と同様に保安管理業務委託料40万円の増です。18節備品購入費は科目廃止、19節負担金補助及び交付金と27節公課費は前年度とほぼ同額です。次の36ページです。

同じく、3目最終処分場処理費2,964万7,000円で、前年度より1,238万7,000円の増で、2節給料455万1,000円、3節職員手当等253万4,000円、4節共済費261万5,000円は人件費1名の貼り付けによる増です。9節旅費2万8,000円も同様で、11節需用費49万円の増は、消耗器材費等で13万6,000円、燃料費で16万1,000円、光熱水費で15万5,000円の増です。12節役務費は67万1,000円の増で2年に一度計量器の検査に係るものです。次の37ページです。13節委託料の167万4,000円の増は施設運転管理業務委託料で75万4,000円、し尿処理費と同様に保安管理業務委託料40万円、除排雪作業業務委託料49万3,000円の増です。19節負担金補助及び交付金4,000円の増は人件費の貼り付けに伴う新設科目です。次の38ページです。

同じく、4目し尿処理施設費475万2,000円で、前年度より17億720万8,000円の減は、汚泥再生処理センター建設工事完了により2節給料から12節役務費と15節工事請負費から19節負担金補助及び交付金は科目廃止です。なお、13節委託料は475万2,000円は、前年度より522万3,000円の減で現在のし尿処理施設の撤去を実施したく仕様書等の作成業務委託料を計上致しました。現在の施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令第3条(3)に基づき残渣を掻き取りした後に解体する事となり、設計完了後に補正予算にて対応したいと考えております。以上で、衛生費の説明を終わります。

ご審議のほど、宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 3款衛生費の説明が終わりました。質疑を行います。6番木村隆議員。

○6番（木村隆） 4点程質問させていただきます。まず、最初に説明資料の方の9頁なんですけれども、12月末現在ということもありますが、ごみ処理実績と最終処分場処理実績の中で、福島町の処理量が大きく増えてますね。それから、知内町が減ってますよね。この要因を教えてくださいと思います。

それから、予算書の32頁に戻りまして、給料のところ。衛生センター長が今年で退職になるということで、その後どういう風にするんでしょうか。去年の予算書を見ますと4人で計上していると。何か兼務というような形になるのかどうか、それも伺います。

それから33頁になりますけれども、汚泥再生処理センターのことで行政報告にもありましたけれども、委託の中で地元の採用を行ったと、それで募集しましたら7名4町の中から来て、2名を採用したと。それそのものは問題は無いと思います。私が言いたいのは募集の仕方に何か執行者側で、広く募集するようなアドバイスが出来なかったのかどうかということなんです。それは何故かといいますと、地元採用、地元採用と、会社側はどのような風に思っているかわかりませんが、今その地元の就職状況は非常に厳しいものがありますよね。高校卒業したら地元から出て行く、働く場所が無い、給料も少ない、転職を考えてもなかなか仕事が無い、そういう時代の中でこの新聞の小さな記事だけで募集が完了してしまって採用が決まってしまったということが、何かちょっと腑に落ちない点があるんですよね。そういう視点で、そちら側の方で採用状況、こういう地元というものの採用の仕方にアドバイスすることが出来なかったのか、もっと言うなら広報等を通じてそういうものを募集する方法というのは出来なかったのかどうか。それを伺いたいと思います。

もう1点、34頁になります。ごみ再生処理ということで、リサイクルプラザがあるんですけれども、9月の時にリサイクル家電の一般質問をさせていただきました。その後どういう会議が行われて、どのような状況になっているか、それをお願いします。

○議長（溝部幸基） 坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） まず1点目の予算説明資料の9頁のごみ処理量、福島町が多いという部分でございまして、福島町今年4月から粗大ごみの有料化が始まるということで、私どもの確認している中では、無料のうちにやはり出しておきたいという住民の心理があると思いますので、その辺でかなり粗大分のごみの扱いが多くなっているという状況で確認してございます。なお、知内町さんの部分についてのごみ処理量が減っているというのが、前年度火災等の部分でございまして、火災等が発生しますと処理量が多くなってございますけれども、その分が少なかったという風に理解しております。

次の衛生センター長の給料でございまして、衛生センター長の部分については現在のセンター長の給料をそのまま当初予算は計上させて頂いております。なお、センター長については3月31日で定年ということで福島町に派遣致しますので、この2月の参与幹事会議の時点では各町に派遣を1名要請してございます。

33頁の関係で地元採用を云々という話で新聞の記事が小さかったのではということございまして、私どもこれから管理をお願いする企業につきましては、ある程度お話ししていった中ではですね、やはり公共の機関等と違いまして新聞等を広く活用するという部分もなかなか難しいという中で、1月28日に函館新聞と北海道新聞の募集欄に記事を掲載して頂いたと。私どものイメージでは本来であれば各町で、例えば臨時職員を募集するとそういうようなイメージで私どもも考えておりましたけれども、やはり企業という中で新聞社の方ではそういう扱いになったという状況で伺っております。なお、広報等を活用すればというお話でございましたけれども、私どももその辺はあったのかなということございまして、あく

までも民間の企業でございますので、その辺はやはり慎重にならざるを得なかったのかなというふうに思っております。

34 頁のごみの再生処理費の関係ですね、小型家電の関係なんですけれども先程設計費の方、これからその辺も設計をしていった中で、解体した段階でまた各町と協議をするというような状況でございまして、それからの部分はまだ進んでいない状況でございます。

○議長（溝部幸基） 6 番木村隆議員。

○6 番（木村隆） リサイクル家電のその会議の、一般質問をやってから今日までどういう会議が行われて、どういう中身で今どういう状況なのかというのを聞きたいので、もう少し詳しく教えて頂きたいなと思います。結局4町で集まって会議している訳ですよ。それをお願いしたいなと思います。

それから、その委託の話ですけれども取りあえずそれはそれでわかりました。それで、先日の全員協議会の会議録を見ると参与幹事会でも委託の職員に、委託に頼っていく訳でもないだろうと、地元の職員もいるので、地元で運転出来るようになれば良いでしょうねという未来形の話ですけれども、実際本当に地元で自前でやっていくといった時に今委託で二人使いましたよと、じゃあ自前でやっていきますよと、でも、浅野さんで雇っていますからその方達はそこで終わりですよという話になるんでしょうか。結局技術を学んでしまうと、それを手放せないという話にもなるんじゃないかなと思うんです。それが、まだ5年先だから10年先だからと思うかもしれないですけども、実際5年先10年先になったら今ここで議論している人達が果たしてこの場所にいるかというともた違う状況になるんじゃないかなと私は思うんですよ。だから、そう言うことまで今から考えておかなきゃいけないのかなと思うんですけども。どうですか。

○議長（溝部幸基） 坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 小型家電の会議の状況でございますけれども、木村議員の一般質問の後にもですね、やはり町村の方でやるべきなのか、それとも衛生の関係の組合がございまして、そちらの方でやった方がメリットがあるのかということも、担当課長さん達の中で2回程担当課長会議を開きまして、例えばうちの方でやった場合にヤードを整備しなければならない、それらの土地の造成あるいは建物を建てなければならないという部分の予算的なものとか、そういうものも具体的に調べた中で話はしてございます。それで、その後の結論としては今先程申しましたとおりヤードの部分の整備でございますので、その後にもまた詳しくお話しをしましょうという段階での話はしてございます。私の方からはそれで宜しいでしょうか。

○議長（溝部幸基） 竹下副管理者。

○副管理者（竹下泰弘） いろいろ見解の相違がありますけれども、とりあえず後5年6年経ったら、7年8年経たらいいないだろうと言われると確かにそうかもしれませんけれども、この前も説明してますようにこれからどういう風に推移していくかなかなか難しい話でありまして、今現在しばらくは特許の有効期間が20年ということになります。ですから、重要な部分についてはやはり特許というものがありますので、いきなり直営には中々なりづらいなと思いますので、その部分が特許の部分を生かす技術職員がやはり特許を取った会社の中のノウハウであります。ですから、後のサブする技術をいうのは育成して行くとか一般の方でもそれは会社に指導して頂くことができます。ですから、今木村議員質問したように、これから色々何年か経っていろいろ状態が変わると思いますけれども、それはある程度の時点でまた見直とか検討をしながら進めて行くということで、只今のところは答弁させて頂きたいと思いません。

○議長（溝部幸基） 6番木村隆議員。

○6番（木村隆） 小型家電のことなんですけれども、やはり行政サービスという視点においてはどっかで区切りは付けなければいけないと思うんですよね。ですから、4町でやるやらないというのはやっぱり26年度内には答えを出してもらわなければと私は思うんですよ。それが、ずっとわからないまま27年度28年度になって地元でやりたくてもやれないという話にもなりかねないんじゃないかなと、そう思うんです。ですからひとつ26年度内に4町でやるのかどうかを答えを出してほしいなど、そういうふうに思っています。

○議長（溝部幸基） 坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 只今の件につきましては、これからまた担当課長会議、あるいは参与幹事会でもお話しをしながら進めて参りたいお思います。なるべく26年度中には結論を出すような方向で進みたいと思います。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） 38ページのし尿処理の施設の撤去についてお尋ねするんですが、ごみの焼却施設の解体の時はダイオキシンという問題があつてですね、その辺の処理の問題で多額のお金が掛かった訳ですが、今回は残渣の掻き取りをした後に解体をするということですが、その他にそういう問題になるような部分が技術的な部分であるのかどうか。

そして、年度内にやるというお話を伺ったのですが、どの程度の予算が掛かるものなのかどうか。

この2点についてお尋ねします。

○議長（溝部幸基） 竹下副管理者。

○副管理者（竹下泰弘） 確かに仰るようにごみの焼却施設の場合はダイオキシンがありました。これから解体しようとする旧施設につきましては、防音とかいろいろありますのでアスベストを若干使用していますので、その部分は特殊性がありますので考えて行かなければならないなど。あと、先程事務局長がご説明しましたけれども新しい施設に移行しつつあるんですけれども、汚物が各部屋に入っておりますので、それは処理する、もちろん産廃になりますのでそれをまず掻き取ってからある程度洗浄したもので、そういう状態で解体すると、その為のいくらかかるのかというのが470万円位の調査委託費でありまして、金額はその設計が上がった段階で明確になると思います。今のところはちょっと概算で。一応前には1億円ちょっとかなという話はしましたけれども、今そういう要素が増えましたのでこれからまた精査させて頂きたいと思います。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

（「なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終ります。次に4款消防費の説明を求めます。

最初に消防本部費について、高田豊消防長。

○消防長（高田豊） それでは、消防本部費について説明しますので、予算説明書の39ページをお開き願います。

4款消防費、1項常備消防費7億9,589万2,000円で前年度より469万3,000円の減、1目消防本部費3,213万9,000円で前年度より2,782万円の減額です。2節の給料から4節の共済費までは、職員3名分の人件費です。8節の報償費は、前年度と同額です。9節の旅費は、会議開催地の変更等に伴い前年度より10万1,000円の増額です。10節の交際費は、前年度と同額です。次の40ページをお願いします。11節の需用費は、車検整備と車両修繕費で28万2,000円の増額です。12節の役務費は、前年度とほぼ同額です。



13 節の委託料は、消防救急デジタル無線整備、実施設計業務委託が終了したことにより 2,845 万 5,000 円の減額です。14 節の使用料及び賃借料は、前年度とほぼ同額です。18 節の備品購入費は、パソコンと事務用の机を購入するもので 17 万 3,000 円の増額です。19 節の負担金補助及び交付金は、前年度とほぼ同額です。27 節の公課費は、車検整備に係る本部指令車の重量税で、新設科目となります。

以上で消防本部費の予算説明を終わりますので、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長（溝部幸基） 次に住吉政美松前消防署長。

○松前消防署長（住吉政美） それでは松前消防署所管の予算について説明しますので、41 頁をお願い致します。

2 目松前消防署費 2 億 5,292 万 4,000 円で、前年度より 327 万 4,000 円の減額です。減の主な内容は退職者 3 名、新規採用者 3 名の人件費の差額によるものです。2 節給料から 4 節共済費までは、職員 34 名分の人件費です。8 節報償費は、前年度とほぼ同額です。9 節旅費は 49 万 6,000 円の増で、消防学校初任教育入校増が主なものです。10 節交際費は、前年度と同額です。次に、42 頁をお願い致します。11 節需用費は 97 万 1,000 円の増で、車両・庁用燃料費、電気料の増が主なものです。12 節役務費は 16 万 7,000 円の増で、隔年実施のホース乾燥塔点検手数料の増が主なものです。13 節委託料、14 節使用料及び賃借料、16 節原材料費は前年度とほぼ同額です。18 節備品購入費は 295 万 7,000 円の増で、新採用者の被服購入費とパソコン購入費が主なものです。19 節負担金補助及び交付金 27 節、公課費は、前年度とほぼ同額です。

次に、50 頁をお願い致します。

2 項非常備消防費 4,688 万円で前年度より 52 万 5,000 円の増、1 目松前消防団費 1,587 万 2,000 円で、前年度より 18 万 7,000 円の減額です。1 節報酬は、前年度と同額の 135 人分の計上です。9 節旅費は、55 万円の減で、姉妹都市福島県伊達市防災視察研修旅費の減が主なものです。10 節交際費は、前年度と同額です。11 節需用費は 36 万 8,000 円の減で、車検整備台数の減少です。12 節役務費は、前年度とほぼ同額です。14 節使用料及び賃借料、16 節原材料費は、前年度と同額です。次の、51 頁をお願い致します。18 節備品購入費は 81 万 4,000 円の増で、女性消防団員制服購入費が主なものです。19 節負担金補助及び交付金、27 節公課費は前年度とほぼ同額です。次に 58 頁をお願い致します。

3 項消防施設費 3 億 3,850 万 7,000 円で、前年度より 3 億 509 万円の増、1 目松前施設費 1,677 万 2,000 円で、前年度より 182 万 9,000 円の増額です。11 節需用費は 40 万円の増で、大沢消防器具置場解体費が主なものです。15 節工事請負費は 411 万円の減で、前年度は耐震性貯水槽を整備しましたが、本年度は大沢消防器具置場の新築工事費を計上しています。18 節備品購入費は 448 万 7,000 円の増で、気象観測装置購入と拡声器等バッテリー購入費の増です。19 節負担金補助及び交付金 573 万 8,000 円にあつては、消火栓維持費負担金 187 基分、消火栓補修工事費負担金 6 基分、消火栓移設工事費負担金 2 基分、消火栓更新工事費負担金 5 基分です。以上で、松前消防署所管の予算説明を終わります。ご審議の程、宜しくをお願い致します。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩致します。

---

(休憩 1 6 時 5 2 分)

(再開 1 6 時 5 3 分)

---

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

お諮り致します。会議規則では会議時間は午後 5 時までとなっておりますが、これを延長致したいと思

いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」という声多数あり)

○議長(溝部幸基) ご異議なしと認め、本日の会議時間は延長することに決定致しました。会議を続けます。中島昌彦福島消防署長。

○福島消防署長(中島昌彦) それでは、福島消防署所管の予算を説明しますので、43ページをお開き願います。

3目福島消防署費、本年度1億6,426万円で、前年度より789万9,000円の増額です。増額の主な内容は、定年退職者の補充を見込んだ事による、新規採用者1名および定期昇給等、人件費の増です。2節給料から4節共済費までは職員22名の人件費を計上しております。8節報償費は前年度と同額です。9節旅費は前年度より18万1,000円の増額で、退職予定者セミナーと水槽付消防ポンプ自動車中間検査旅費の増です。10節交際費は前年度と同額です。次の、44ページをお願いします。11節、需用費は前年度より38万8,000円の減で、主に車検整備費の減です。12節役務費から16節原材料費までは、前年度とほぼ同額です。18節備品購入費は前年度より40万1,000円の増で、パソコン更新に伴う事務用備品購入費の増です。19節負担金補助及び交付金は前年度より12万9,000円の増で、救命士気管挿管病院実習負担金の増です。27節公課費は前年度より30万8,000円の減額になっておりますが、車検台数の減少に伴う重量税の減です。次に52ページをお願いします。

2目福島消防団費、本年度1,069万円で、前年度より16万9,000円の増額です。1節報酬は消防団員85名分で、前年度と同額です。8節報償費から次の53ページの、16節原材料費までは前年度とほぼ同額です。18節備品購入費は、前年度より14万7,000円の増額で、貸付被服購入費の増です。19節負担金補助及び交付金、27節公課費は前年度と、ほぼ同額です。次に、59ページをお願いします。

2目福島施設費、本年度2億6,679万4,000円で、前年度より2億6,608万9,000円の増額です。増額の主な内容は、消防救急デジタル無線整備工事費及び水槽付消防ポンプ自動車の購入費の増です。11節、需用費は前年度より52万6,000円の増で、庁舎等修繕費の増です。13節委託料は前年度より439万3,000円の増で、庁舎耐震診断業務委託料及び消防救急デジタル無線施工監理業務委託料の増です。15節、工事請負費は1億8,963万円の新設科目で、消防救急デジタル無線整備工事費の増です。

なお、工事の内容につきましては、予算説明書を添付しておりますので73ページをお願いします。予算説明書、消防救急デジタル無線整備事業の施行について、平成26年度において施行する消防救急デジタル無線整備事業の内容は次に定めるところによる。記、以下、区分、内容の順で申し上げます。1の工事名は消防救急デジタル無線整備工事。2の工事箇所は福島町字三岳地内及び館崎地内。3の工事内容は消防救急デジタル無線整備工事(福島消防署分)共通波・活動波一式。4の工事費は1億8,963万円以内。5の施行方法は、指名競争入札及び随意契約によるという内容でございます。なお、74ページに整備工事図面を添付しておりますので、参考に願います。それでは、59ページにお戻り願います。18節、備品購入費は前年度より7,156万5,000円の増で、水槽付消防ポンプ自動車及び気象観測装置の購入費です。なお、購入の内容につきましては、予算説明書を添付しておりますので、75ページをお願いします。

予算説明書、物品の購入について、平成26年度において購入する物品の内容は、次に定めるところによる。記、以下、区分、内容の順で申し上げます。1の名称は福島消防署水槽付消防ポンプ自動車(水-II型)購入。2の種別・数量は水槽付消防ポンプ自動車(水-II型)1台。3の購入金額は6,730万円以内。4の購入方法は、指名競争入札及び随意契約によるという内容でございます。それでは、59ページにお戻り願います。19節の負担金より再度説明をします。19節負担金補助及び交付金は前年度とほぼ同額

でございます。以上で福島消防署所管に関する予算説明を終わります。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 次に浅部正知内消防署長。

○知内消防署長（浅部 正） それでは知内消防署所管の予算を説明しますので、45 ページをお願い致します。

4 目知内消防署費 1 億 5,824 万 4,000 円で前年度より 266 万 7,000 円の増です。主な内容は新規採用者の人件費の増です。2 節給料から 4 節共済費までは職員 22 名分の人件費です。8 節報償費は前年度と同額です。9 節旅費は 78 万 6,000 円の増で、主に指導的救命士の養成に係る研修と消防学校初任教育入校旅費の増です。10 節交際費は、前年度と同額です。次の 46 ページです。11 節需用費は 567 万 8,000 円の減で、主に大型高所放水車修繕業務終了によるものです。12 節役務費は前年度とほぼ同額です。13 節委託料は、29 万 7,000 円の増で、平成 25 年度に修繕業務を終了した大型高所放水車の保守点検委託料と、救急救命士の処置拡大に伴う病院実習委託料の増です。14 節使用料及び賃借料、16 節原材料費は前年度とほぼ同額です。18 節備品購入費は 17 万 6,000 円の増で、事務用パソコンの更新と新採用者貸付被服費の増です。19 節負担金補助及び交付金は 15 万 7,000 円の増で、主に消防学校初任教育負担金と大型運転免許助成金の増です。次の 47 ページをお願いします。22 節補償・補填及び賠償金は 2 万 5,000 円の新設科目で、防火水槽新設工事に係る用地に、農業用ハウスが設置されており、取り壊し後に現状に復するための補償です。27 節公課費 52 万円の増で、車検車両増加による重量税の増です。次に 54 ページをお願い致します。

3 目知内消防団費 961 万 3,000 円で、前年度より 66 万 4,000 円の減額です。1 節報酬は前年度と同額です。9 節旅費は 46 万 5,000 円の減で、全道消防操法大会に出場した費用弁償及び旅費の減です。10 節交際費は前年度と同額です。11 節需用費は 28 万 5,000 円の減で、全道消防操法大会の機材費購入減と車検車両の減少です。12 節役務費と 14 節使用料及び賃借料は前年度とほぼ同額です。18 節備品購入費は 26 万 3,000 円の増で、主に新入団員用被服費です。次の 55 ページです。19 節負担金補助及び交付金と 27 節公課費は前年度とほぼ同額です。次に 60 ページをお願い致します。

3 目知内施設費は 5,142 万 9,000 円で、前年度より 3,429 万 7,000 円の増です。主に高規格救急自動車と防火水槽を新設するにあたっての工事費の増です。11 節需用費は 50 万 2,000 円の減で、庁舎水道管取替修理終了による減です。13 節委託料 82 万 1,000 円の減で、消防庁舎耐震診断の終了による減です。15 節工事請負費は 666 万 3,000 円の増で、新規防火水槽設置工事と庁舎地下タンク改修工事に伴う増です。防火水槽は設置場所が用水路等に囲まれた狭い個所で、施工可能な潜函工法で実施することになります。18 節備品購入費は 2,941 万 1,000 円の新設科目で、高規格救急自動車購入によるものです。なお、購入の内容につきましては、予算説明書を添付しておりますので、76 ページをお願いします。予算説明書、物品の購入について、平成 26 年度において購入する物品の内容は、次に定めるところによる。記、以下、区分、内容の順で申し上げます。1 の名称は知内消防署高規格救急自動車購入。2 の種別・数量は高規格救急自動車 1 台、高度救命処置用資機材ほか一式。3 の購入金額は 2,941 万 1,000 円以内。4 の購入の方法は、指名競争入札及び随意契約による、という内容でございます。60 ページにお戻り願います。19 節負担金補助及び交付金は 45 万 4,000 円の減で、消火栓新設工事の減です。以上で知内消防署所管の予算説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 次に佐藤寿之木古内消防署長。

○木古内消防署長（佐藤寿之） それでは、木古内消防署所管の予算を説明しますので、48 ページをお願い致します。

5 目木古内消防署費 1 億 8,832 万 5,000 円で前年度より 1,583 万 5,000 円の増です。増の主な内容は、職員の前倒し採用による人件費とパソコンの購入費です。2 節給料から 4 節共済費までは前年度職員 23 名から今年度 25 名分の人件費を計上しております。9 節旅費は 29 万円の増で、消防学校初任教育入校旅費の増です。10 節交際費は前年度と同額です。次の 49 ページをお願い致します。11 節需用費は 19 万 7,000 円の増で各種燃料費の増と消費税の増によるものです。12 節役務費は前年度とほぼ同額です。13 節委託料は 43 万 1,000 円の増でパーソナルコンピューター更新業務委託料の増です。14 節、使用料及び賃借料と 16 節原材料費は前年度とほぼ同額です。18 節備品購入費は 330 万 3,000 円の増で、パソコン 10 台の更新と職員貸付被服費の増です。19 節負担金補助及び交付金は前年度とほぼ同額です。27 節公課費は 51 万 5,000 円の減で、車検整備台数の減です。次に 56 ページをお願い致します。

4 目木古内消防団費 1,070 万 5,000 円で、前年度より 120 万 7,000 円の増です。主な内容は、車検整備車両の増と、現地教育訓練の地元開催に係る各種経費です。1 節報酬及び 8 節報償費は前年度と同額です。9 節旅費は 23 万 6,000 円の増で、消防団現地教育訓練が地元開催になり、それに伴う各種訓練の費用弁償増です。10 節交際費は前年度と同額です。11 節需用費は 34 万 2,000 円の増で、車検整備車両の増です。12 節役務費は前年度とほぼ同額です。14 節使用料及び賃借料は 6 万 3,000 円の新設科目で、平成 27 年度渡島地方消防総合訓練大会が木古内町開催となり、鹿部町から持ち回り資機材を搬送するための車両借上料です。次の 57 ページをお願い致します。18 節備品購入費は 47 万 7,000 円の増で、小型動力ポンプ用給水管が老朽化しており更新するための増です。19 節負担金補助及び交付金は 17 万 4,000 円の減で、婦人消防隊被服整備事業が完了した事による減です。27 節公課費は 21 万 5,000 円の新設科目で、車検車両の重量税です。次に 61 ページをお願い致します。

4 目木古内施設費 351 万 2,000 円で前年度より 287 万 5,000 円の増額です。主な内容は、昭和 50 年建設の消防庁舎耐震診断実施によるものです。11 節需用費は 18 万 8,000 円の増額で、主に庁舎車庫シャッター塗装です。13 節委託料 250 万円は新設科目で、先ほど説明しました、消防庁舎耐震診断委託料です。19 節負担金補助及び交付金は 18 万 7,000 円の増で、消火栓 2 基の補修工事費です。以上で木古内消防署所管の予算説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 消防費の説明が終わりました。質疑を行います。

9 番伊藤政博議員。

○9 番（伊藤政博） いくつかお尋ねします。まず 59 頁の福島署の消防デジタル無線の整備事業ですが、財源についてお尋ねするんですが、歳入の説明がまだ無いんですが財源内訳を見ますと 9,410 万円、これが 16 頁にあります無線システム普及支援事業の補助金 9,410 万円とたぶん合致するんだらうと思うんですが、事業費の 50%ということになります。そうすると、今回補正で出された救急援助隊の補助率と比べたらはるかに良い訳ですが、何故 3 町の場合こういうものを使えなかったのか、この辺の経緯についてお知らせ下さい。

同じく消防設備費で松前、福島署で気象観測衛星の購入費が両町に出ておりますが、これはどんな機能を期待されているのか、そして知内、木古内については今回予算計上されていませんが何か代替のものがあるのか、あるいは今後設備するのか、あるいは既に整備されているのか、その辺お尋ねします。

それから、もう 1 点。ちょっと細かいことになるんですが、消防署、それから消防団それぞれ交際費があります。それについてお尋ねするんですが、まず前段にちょっとお話ししておきますが、私はかねてより消防というのは色々な形で質問しますとそれぞれの町の財政事情ですとか、そういうことで町の構成によってということでかなり独立性の高いような答弁をずっとされているんですが、私はそうではなく

てやっぱり渡島西部広域事務組合の重要な一つでありますから、もっと連携を取るべきだという考え方を  
持っております。そういう観点から言いますと、現在ここに出されている交際費の使い方としてですね、  
各消防署、消防団がそれぞれの町村の消防団での行事等があった時、他の消防団からご祝儀としてこの交  
際費が使われているのかどうか、まずその辺確認したいと思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田豊） まずは、福島消防署のデジタル無線の関係についてご説明を致します。福島消防署  
のデジタル無線なんですけれども、これは周波数有効利用促進事業というものでございまして、財源を貰  
う所と言いますか、出る所がですね、総合通信局でございまして。救急デジタル無線の方なんですけれども、こ  
れは同じ総務省の中にあるんですけれども、消防庁の方でございまして。それで、何故こんなに率が良いの  
かということなんですけれども、市町村の防災無線と併用して整備する場合に適用されるものでございま  
す。これは去年から出来たシステムということでございまして。出来た段階で各町の方にも確認は取った訳  
なんですけれども、防災無線に関してはですね一緒に整備する予定が無いというのがまず1点です。それ  
と、この整備費の良い所なんですけれども、先程も説明をしましたが共通波の部分に対して補助は降りる  
んですけれども、救急援助隊ですけれども、これは整備費の全体の半分が降ります。それで、率の方はか  
なり良くなっております。デジタルの方は大体そういう感じです。

それと、気象観測の方なんですけれども、3署で気象観測装置はございまして。それで、無いのは知内署  
がございませぬ。何故知内署が無いのかということになりますけれども、北電の方でかなり詳しい気象観  
測をやっているというような話は聞いてございまして。それで、各署の方は確かにこの気象観測装置があり  
ますと色々な天候の関係もありますし、火災警報とか色々な場合は役に立つんですけれども、北電の方か  
らはかなり正確な情報が頂けるということで、知内署の方では整備されていないという風に私は伺って  
おります。それと、最後に交際費の関係なんですけれども、各署の署長の方に支出状況は聞きたいと思いま  
すので、各署の署長より答弁させていただきます。

○議長（溝部幸基） 住吉政美松前消防署長。

○松前消防署長（住吉政美） 今の消防署費、団費の交際費についてですが、ある程度厳密な支給基準が  
ありまして、ほとんど各町に団あってでもですね、そういう交際費は使っておりませぬ。ほぼ、数字は  
ちょっと掘んでおりませぬけれども、ほとんどは支出していない状況です。以上です。

○議長（溝部幸基） 中島昌彦福島消防署長。

○福島消防署長（中島昌彦） 福島署費、福島消防団費の交際費ですけれども、署費の方の交際費はほと  
んど使わないんですが、消防団の交際費は、各消防団の総合訓練大会、ご祝儀、あと団員の亡くなった  
場合の香典その他使っております。

○議長（溝部幸基） 浅部正知内消防署長。

○知内消防署長（浅部 正） 各署と大体同じで、知内消防署でも消防団に関しては亡くなった場合とか  
そういう時に香典として出しております。あと供花料としても出しているような形です。以上です。

○議長（溝部幸基） 佐藤寿之木古内消防署長。

○木古内消防署長（佐藤寿之） 今3署の署長も申したとおり木古内もある程度決まりがありまして、出  
さないという状況なんです、消防団費に関してはですね、そういう慶弔費もしくは総会とかの費用に  
充てると、その程度でございまして、署長交際費はほとんど使われていないという状態です。以上です。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） 緊急デジタル無線についてはわかりました。気象観測について、3町で整備してい

るということなのですが、そうするとこの2町は更新ということなんですか。知内町以外は3町ということなんでしょから、これはそういうことなんですか。それで、知内が無くて北電から色々なデータ頂けるから良いということではありますけれども、それはそれで良いのかもしれませんが、やはり基本的な考え方としては常に私が言っていることですが、各町の整備水準は同一にするべきであろうという観点からやはり自前のものを、お金も掛かることですから利用できるものは利用する観点で良いのかもしれませんが、その辺どうなのかなという気が致します。それは、北電のものを有効に使えるということでもありますから、敢えてそれ以上はお伺いしません。

交際費についてお尋ねするんですが、皆さんにお尋ねしたんですが、各消防訓練大会をそれぞれの町でやっていると思うんですが、福島消防署からそれには出していますというお話して頂いてるんですが、他の町村ははっきりと考えますと出来ません、それは。多分福島署が出しているということは他の町村も頂くんですから当然出していると思うんですね。これは本当に良いのかなと。結局先程言いました、一つの自治体の中で4つの部署ですよ、言うなら。会社で言うと部ですよ。内部の組織ですよ。その内部組織間ですよ、公費を使ってお互いにご祝儀のやり取りをするということ自体はどうなのかなという気がするんです。これはかつての習慣が、独立していた頃の消防団の流れがそのまま来ているからそうなっているんだと思うんですが、やはりそれは改めるべきだろうと、交際費という使い方は如何なものかなと。やはり長年に亘ってそういうものがご祝儀頂いて来た訳ですから、消防団の中でもそれはある程度それは見込みながら活動している訳でして、どうしてもそういうものが必要であればですね、それは需用費でそれぞれの消防団の中で賄うとか、そういうことを検討するべきだろうと思うんですが、その辺の見解をお尋ねします。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田豊） 仰るとおりでございます。それで、消防本部だけではございませんので、事務局長とかとその辺も相談しまして今後の支出の方は決めたいと思います。

○議長（溝部幸基） 6番木村隆議員。

○6番（木村隆） 消防本部費ということで質問させていただきます。ドクターヘリのことなんですけれども、今定住自立圏構想の中で27年の1月からドクターヘリを運航しましょうということで、救急救命士も何か研修に行っているというような話も聞いたような記憶が、ここの議場ではなくて、救急救命士の方からこれから行くのかちょっとわかりませんが、そういう中で、行事報告の中に12月の26日に道南ドクターヘリ運航調整委員会準備委員会というのに行ってきたのかどうかかわからないんですが、もし行って来たのであればどういう話を聞いてきたのか伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田豊） この26日のドクターヘリですけれども、次長の方で準備委員会の方の委員になっておりますので、行っては来ております。それで、中身の方なんですけれども、まずは運航経費に係る協定書とか、それと調整運営委員会の設立、それと運航会社、その辺について話はされております。それで、もう少し砕いて申し上げますと、協定書の中身なんですけれども、まず運航経費の方ですけれども、これは函病の方で算定を致しましてそれで甲乙丙とあるんですけれども、甲が函病になります。乙が函館市になります。丙が各町村です、この乙と丙、助成金で賄うことの出来ない経費というのがあるんですけれども、その部分に関してはですね、乙と丙が函館市と各町村が賄う、そのような内容で話し合いをされております。それで、いろいろ説明して行くとちょっと長くなりますので、3月27日第2回の調整委員会とですね、今度は準備委員会の方二つございます。この関係についてまた詳しくやってみよう

かと思うんですけれども、内容の方は次回の議会の方でもご説明をしたいと思います。以上です。

○議長（溝部幸基） 6番木村隆議員。

○6番（木村隆） 9月、12月になるともう少し詳しく話も出て来るのかなと思うんです。またそれに関連した予算的なものも何か出て来るのかなというふうな考えもあるかもしれませんが、そう中で、このドクターヘリの4町の離着陸の場所というのは本部の方に、決まっていなかったら決まっていなくていいんですけれども、報告があるんでしょうか。もし決まった自治体があつてうちで決まりましたという風な話が消防長の方にあるんでしょうか。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田豊） そのような離発着の場所とかそういう風なものは、一切まだ検討はしてございません。

○議長（溝部幸基） 6番木村隆議員。

○6番（木村隆） 多分これからそここの町で、そのドクターヘリの離発着の場所も決まると思うんですよね。結局そのドクターヘリに関連する仕事は救急救命士なり、消防士がそこまで運んで救急救命士と一緒に乗って行くという風なことも想定されると思うんですよ。ですから、そういう風な場所なりが決まったら一つ報告して頂きたいなと。報告というのは別に私達というよりも、やっぱり結局そこで働く人達がどこの場所に運べば良いのかというのを知らなければならぬ訳ですよね。それは例えば福島の救急救命士が福島の場所だけ知っていれば良いということではないと思うんですよ。やっぱり最低でも福島の救急救命士が4町の離発着の場所位知っておかないと、何か大きな災害があつた時に運転する人が消防士だとしても、そこに運ぶ人達がそこに行けないということはまず無いとは思いますが、そういう所も頭に入れて働かなければいけないのかなと、そういう風に思うんですね。もう少し詳しいことは今後また質問して行きたいなと、そういう風に思っています。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田豊） わかりました。ドクターヘリに関しては、詳しい情報が入りましたら色々皆さんにもご説明はしたいと思っておりますし、離発着の場所も各署の方で共有したいという風に思います。以上です。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

（「なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め質疑を終ります。次に5款公債費、6款諸支出金、7款予備費の説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口稔） それでは62頁をお開き願います。

5款公債費、1項公債費、1目元金7,378万8,000円で、前年度より5,145万9,000円の減額です。

23節償還金利子及び割引料、主なものは最終処分施設分で償還終了による5,297万5,000円の減、し尿施設分で104万5,000円の増などです。次に63頁です。2目利子1,150万6,000円で、前年度より612万7,000円の減額です。23節償還金利子及び割引料、主なものは衛生施設償還利子のし尿施設分の汚泥再生処理センターで新規借入による589万5,000円の増、最終処分施設分103万9,000円の減、リサイクル施設分13万6,000円の減、ごみ処理施設分1,000円の減、1番下の一時借入金利子は1,078万4,000円の減です。これは汚泥再生処理センター整備事業に伴う一時借入金の利子分です。次に64頁です。

6款諸支出金、1項前年度会計剰余還付金、1目前年度会計剰余還付金は前年度と同額の1,000円です。

23節償還金利子及び割引料、これは決算での消防費関係分で剰余金が生じた場合に構成町へ還付するため

の整理科目です。65 頁です。

2 項積立金、1 目衛生センター施設整備基金積立金 832 万 3,000 円で、前年度より 1,040 万 1,000 円の減額です。25 節積立金、当初予算では浄化槽汚泥処理手数料と積立金利子収入を見込み計上しております。66 頁です。

同じく 2 項積立金、2 目石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金 212 万 1,000 円で、25 節積立金は、前年度では補正対応しておりますが、平成 26 年度より当初予算で計上しております。67 頁です。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費は前年度と同額の 200 万円です。以上で 5 款公債費、6 款諸支出金、7 款予備費の説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。次に歳入全般についての説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口稔） それでは歳入全般の説明を致します。8 頁をお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目衛生負担金 3 億 4,562 万 3,000 円で前年度より 1 億 5,024 万円の減額です。1 節松前町負担金が議会費分から一時借入金利子分まで前年度より 4,781 万 4,000 円減の 1 億 900 万 2,000 円、以下同様で 2 節福島町負担金が前年度より 5,725 万 5,000 円減の 1 億 1,024 万 7,000 円ですが、下から 2 番目の地方交付税 4,338 万 2,000 円を含んでおります。9 頁です。3 節知内町負担金が前年度より 1,001 万円減の 6,020 万 9,000 円、4 節木古内町負担金が前年度より 3,516 万 1,000 円減の 6,616 万 5,000 円です。10 頁です。

2 目消防負担金 11 億 1,019 万 5,000 円で前年度より 1 億 4,031 万 4,000 円の増額です。1 節松前町負担金が議会費分から一時借入金利子分まで前年度より 1,975 万 2,000 円減の 3 億 304 万 1,000 円、以下同様で 2 節福島町負担金が前年度より 1 億 5,125 万 9,000 円増の 3 億 6,094 万 1,000 円、11 頁の 3 節知内町負担金が前年度より 860 万 8,000 円増の 2 億 3,134 万 1,000 円、4 節木古内町負担金が前年度より 19 万 9,000 円増の 2 億 1,487 万 2,000 円です。12 頁です。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目し尿処理手数料 1 億 807 万 2,000 円で前年度より 223 万円の増額です。1 節し尿処理手数料で収集量では 150kℓの減ですが、消費税 3%アップ分を計上しております。13 頁です。2 目浄化槽汚泥処理手数料 816 万円で前年度より 100kℓ増と消費税 3%アップ分を見込み 80 万円の増額です。1 節浄化槽汚泥処理手数料は本年度も当初予算から見込み計上し、衛生センター施設整備基金に積立するものです。14 頁です。

3 目ごみ処理手数料 416 万円で前年度より 16 万円の増額です。1 節ごみ処理手数料で処理量 800 t で数量は同じですが、消費税 3%アップ分を見込んでおります。15 頁です。

4 目消防手数料 167 万円で前年度と同額です。1 節消防手数料の危険物施設申請等手数料です。16 頁です。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 9,410 万円で前年度より 3 億 2,077 万 5,000 円の減額です。1 目無線システム普及支援事業費等補助金 9,410 万円で前年度より 9,410 万円の増額です。1 節無線システム普及支援事業費等補助は福島消防署のデジタル無線整備事業に対する補助金です。17 頁です。

0 目衛生施設整備費補助金は科目廃止です。18 頁です。4 款道支出金、1 項道交付金、1 目消防施設整備費交付金は 211 万 8,000 円の増額です。1 節消防施設整備交付金 211 万 8,000 円は木古内消防署の石油貯蔵施設立地対策等交付金で全額基金へ積立てるものです。次に 19 頁です。



5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金16万6,000円で前年度より2万8,000円の増額ですが、これは衛生センター施設整備基金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金基金に積立する利子です。20頁です。0目宿舍使用料は科目廃止による減で江良出張所長の定年退職によるものです。21頁です。

2項財産売払収入、1目物品売払収入500万円で前年度と同額です。22頁です。

0款繰入金、0項基金繰入金、0目衛生センター施設整備基金繰入金は現状では繰入を予定しておりませんので科目廃止です。次に23頁です。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,000円は前年度と同額で整理科目です。24頁です。

7款諸収入、1項組合預金利子、1目組合預金利子2,000円は前年度と同額で整理科目です。25頁です。

2項雑入、1目雑入204万7,000円で前年度より1万2,000円の減額は臨時職員1名の退職による雇用保険料の減です。次に26頁です。

0款組合債、0項組合債、0目衛生債は科目廃止です。以上で歳入全般の説明を終ります。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認めます。

これより、歳入歳出全般についての質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。議案第7号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第7号は可決致しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

---

○議長（溝部幸基） 日程第13 閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。し尿処理施設整備に関する調査特別委員会、岩館俊幸委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、継続調査と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

---

#### ◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

---

○議長（溝部幸基） 日程第14 閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。閉会中、議会において出席又は派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、

正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することに致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

---

### ◎閉 会 の 議 決

---

○議長(溝部幸基) 以上で、本議会の案件審議は全て終了致しましたので、平成26年第1回定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) ご異議なしと認めます。

---

### ◎閉 会 宣 告

---

○議長(溝部幸基) これをもって閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 17時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 西 村 健 一

署 名 議 員 伊 藤 政 博